

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年12月9日提出
【計算期間】	第48期(自 2024年3月12日至 2024年9月10日)
【ファンド名】	三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド 三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド 三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド BWマネープールファンド
【発行者名】	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【電話番号】	03-4223-3037
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- 「三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド」
- 「三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド」
- 「三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド」

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

- 「BWマネープールファンド」

当ファンドは、安定した収益の確保を目的とした運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、1兆円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

- 「三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド」
- 「三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド」
- 「三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	M R F	
	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

「BWマネープールファンド」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	M R F	
	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

- 「三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド」
- 「三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド」

「三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本				条件付運用型
大型株	年4回	北米			TOPIX	
中小型株	年6回 (隔月)	欧州 アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他()	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型
債券	年12回 (毎月)	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)				その他()
一般	日々	その他				
公債						
社債						
その他債券						
クレジット						
属性						
()						
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))						
資産複合						
()						

「BWマネープールファンド」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本				条件付運用型
大型株	年4回	北米			TOPIX	
中小型株	年6回 (隔月)	欧州 アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他()	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型
債券	年12回 (毎月)	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)				その他()
一般	日々	その他				
公債						
社債						
その他債券						
クレジット						
属性						
()						
不動産投信						
その他資産						
()						
資産複合						
()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	M M F（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「M R F及びM M Fの運営に関する規則」に規定するM M Fをいいます。
	M R F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「M R F及びM M Fの運営に関する規則」に規定するM R Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したもので

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券		信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ペア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

「三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド」

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、“グロース”(企業の成長性)に着目した運用を行うことにより、株価純資産倍率の高い銘柄で構成されるRUSSELL/NOMURA Total Market Growthインデックス(配当込み)を上回る投資成果をめざします。

「三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド」

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、“バリュー”(株価の割安度)に着目した運用を行うことにより、株価純資産倍率の低い銘柄で構成されるRUSSELL/NOMURA Total Market Valueインデックス(配当込み)を上回る投資成果をめざします。

「三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド」

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、“グロース”と“バリュー”的両観点からポートフォリオを構築することにより、わが国の株式の指標である東証株価指数(TOPIX)(配当込み)を上回る投資成果をめざします。

「BWマネープールファンド」

わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目的とした運用を行います。

ファンドの特色



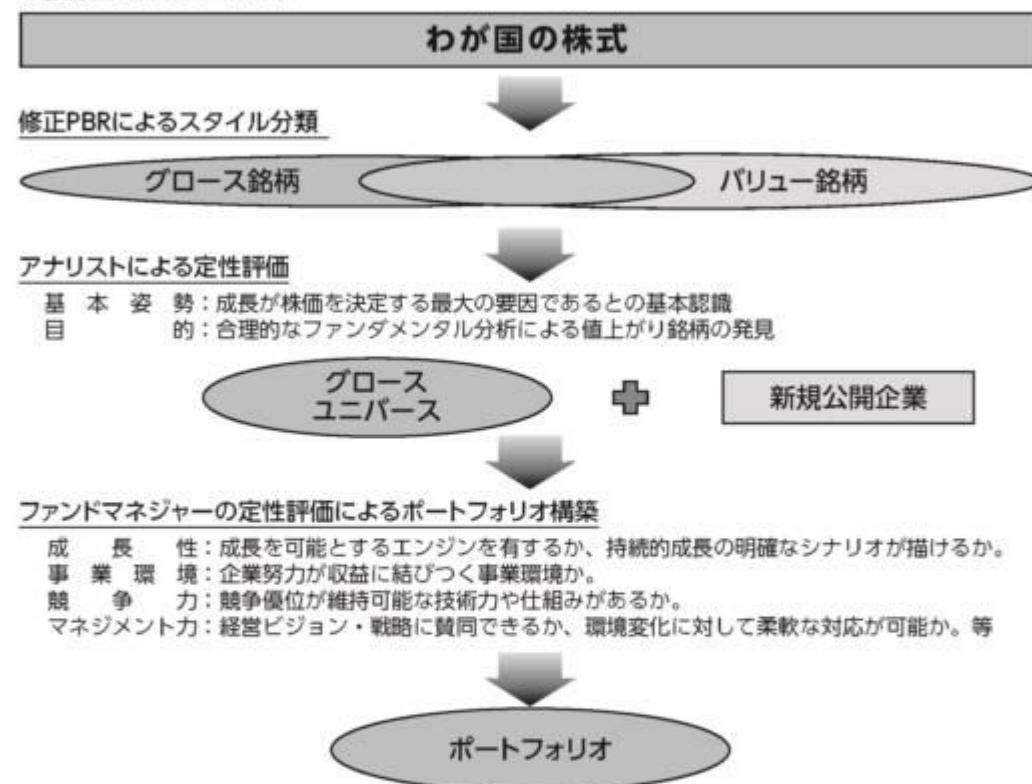
わが国の株式を投資対象とし、グロース株投資とバリュー株投資に着目し積極的な成長をめざします。

- 各ファンドの運用にあたりましては、それぞれ別の運用担当者が運用を行います。
 - ・三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド(愛称「飛躍」)
 - ・三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド(愛称「変革」)
 - ・三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド(愛称「潮流」)
 - ・BWマネープールファンド

三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド

- ① “グロース”(企業の成長性)に着目し、運用を行います。
- ② 銘柄選定にあたっては、企業の定性評価を重視します。
定性評価の判断では、企業が置かれている事業環境、競争力、マネジメント力などに着目します。
業績低迷企業であっても、将来の「成長」が期待できる銘柄は投資対象となります。
- ③ 企業訪問等を中心とするボトムアップ・アプローチ方式により銘柄選定を行います。
ファンドマネジャーおよび当社アナリストによる企業訪問調査結果をベースとします。

<銘柄選定のプロセス>



□ PBR(株価純資産倍率)とは、Price Book-value Ratioの略で、株価を1株当たり純資産で割って求められる指標です。この数値が低いほど企業の資産価値と比較して株価は割安だと評価されます。
修正PBRとは、野村證券金融工学研究センターによって定義された、有価証券含み損益と未認識退職給付債務を考慮した自己資本で計算したものです。

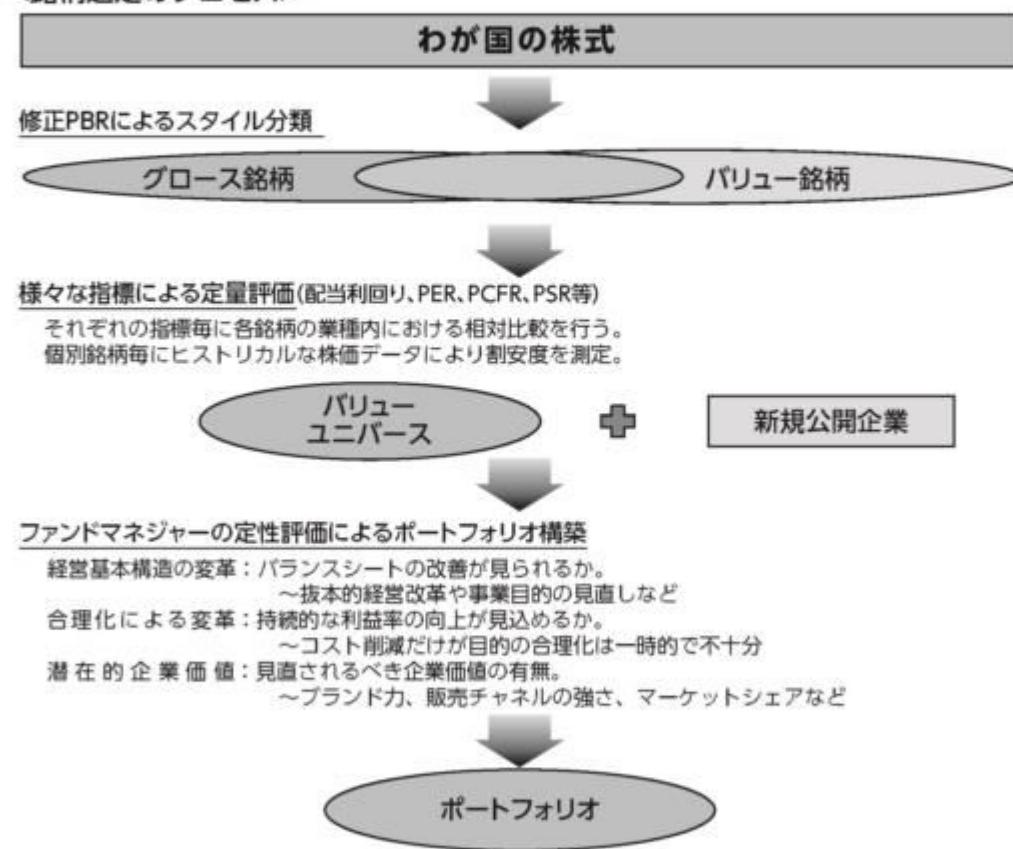
- ④ 株式の組入比率は高位とすることを基本とします。
運用にあたっては、現物株式への投資を基本としますが、市況動向、資産規模等によっては、株価指数先物取引等を利用することがあります。

- 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。
- 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページをご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド

- ① “バリュー”(株価の割安度)に着目し、運用を行います。
- ② 銘柄選定にあたっては、定量評価を重視します。
配当利回り、PER、PCFR、PSRなどの様々な指標を用います。
 - PER(株価収益率)とは、Price Earnings Ratioの略で、株価を1株当たり利益で割って求められる指標です。この数値が低いほど収益性と比較して株価は割安だと評価されます。
 - PCFR(株価キャッシュフロー倍率)とは、Price Cash Flow Ratioの略で、株価を1株当たりキャッシュフローで割って求められる指標です。この数値が低いほど健全性を含めた実質的な収益面と比較して株価は割安だと評価されます。PERと異なり、会計制度の影響を受けにくいため、国際比較する際に用いられます。
 - PSR(株価売上高倍率)とは、Price to Sales Ratioの略で、時価総額を年間売上高で割って求められる指標です。売上高が同等の会社を比較する場合に、この数値が低いほど株価は割安だと評価されます。
- ③ 定性評価による銘柄選定も行います。
定量分析には表れない企業価値を判断します。

<銘柄選定のプロセス>

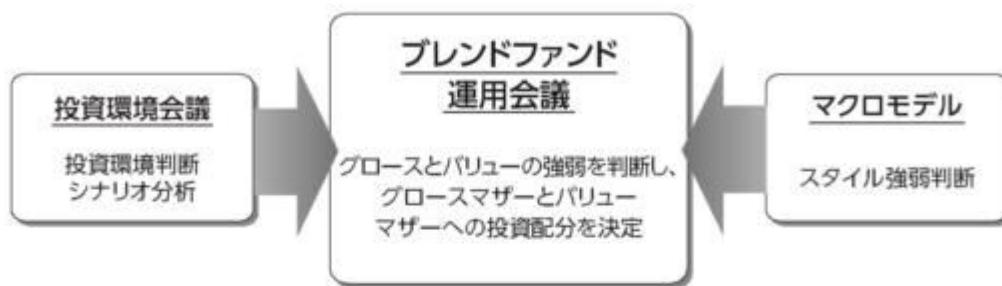


- ④ 株式の組入比率は高位とすることを基本とします。
運用にあたっては、現物株式への投資を基本としますが、市況動向、資産規模等によつては、株価指数先物取引等を利用することがあります。
 - !** 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。
 - !** 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
 - ☞** 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド

- ① “グロース”と“バリュー”的両観点からポートフォリオを構築します。
- ② “グロース”と“バリュー”への投資配分は、50%ずつを基本とし、ブレンドファンド運用会議にて決定します。

<ブレンドファンドの投資配分決定プロセス>



・ブレンドファンド運用会議は原則月1回程度開催します。

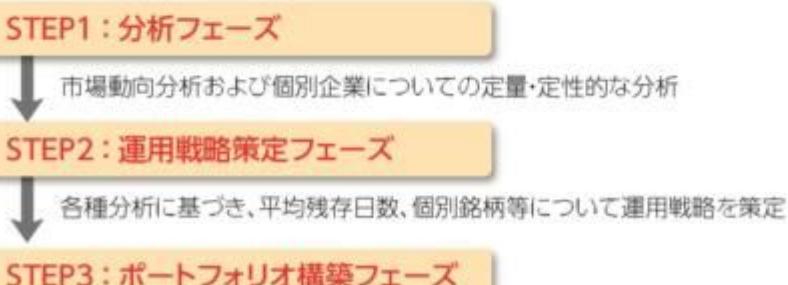
! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

BWマネープールファンド

- ① わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定運用を行います。
- ② ご投資された資金を一時待機させておくためのポートフォリオです。
直接に購入をお申込みいただくことはできません。

<運用プロセス>



運用目標や資金動向等を勘案して最終的なポートフォリオを構築

! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

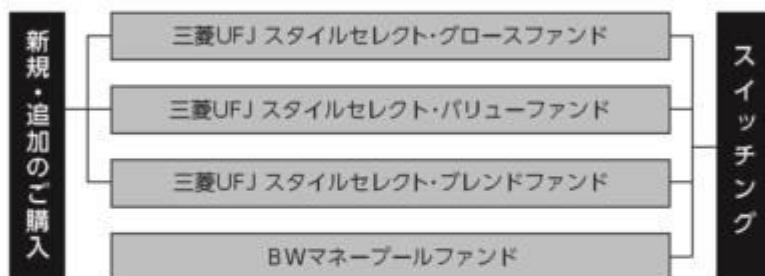
- 三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド、三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド、三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンドについては、各ファンド毎に設定されたベンチマークを上回る投資成果をめざします。

ファンド	ベンチマーク
三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド	RUSSELL/NOMURA Total Market Growthインデックス(配当込み)
三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド	RUSSELL/NOMURA Total Market Valueインデックス(配当込み)
三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

■ ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

特色2

各ファンドはスイッチング(乗換)が可能です。



- スイッチングの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して信託財産留保額(BWマネーピールファンドは除きます。)および税金がかかります。
- 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
- BWマネーピールファンドの購入は、BWマネーピールファンド以外の各ファンドからのスイッチングの場合に限定します。

■ ファンドの仕組み

運用は主にグロースマザーファンドおよびバリューマザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

各ファンド(BWマネープールファンドを除く)

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
株式の一銘柄制限	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

BWマネープールファンド

デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。
--------	------------------------

■分配方針

- 年2回の決算時(3・9月の各10日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 各ファンド(BWマネープールファンドを除く)の分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円(10,000口当たり)を超えている場合に、当期の基準価額上昇分の範囲内で分配します。
- BWマネープールファンドの分配金額は、経費等を控除後の配当等収益等の全額とし、売買益等は信託財産に留保します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



指数について

・RUSSELL/NOMURA Total Market Growthインデックス(配当込み)は、RUSSELL/NOMURA 日本株インデックスを構成するインデックスの一つです。RUSSELL/NOMURA Total Market Growthインデックス(配当込み)は、わが国の全金融商品取引所全上場銘柄の全時価総額(時価総額は全て安定持株控除後)の98%超をカバーするRUSSELL/NOMURA Total Marketインデックスのうち、高修正PBR銘柄により構成されています。

RUSSELL/NOMURA 日本株インデックスは、Frank Russell Companyと野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している株価指数で、当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は両社に帰属します。なお、両社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指數を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

・RUSSELL/NOMURA Total Market Valueインデックス(配当込み)は、RUSSELL/NOMURA 日本株インデックスを構成するインデックスの一つです。RUSSELL/NOMURA Total Market Valueインデックス(配当込み)は、わが国の全金融商品取引所全上場銘柄の全時価総額(時価総額は全て安定持株控除後)の98%超をカバーするRUSSELL/NOMURA Total Marketインデックスのうち、低修正PBR銘柄により構成されています。

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)(以下「TOPIX」といいます。)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指値値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指値の算出、指値値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2000年5月2日	設定日、信託契約締結、運用開始
2001年4月2日	名称を「パートナーズ スタイルセレクト・グロースファンド」から「UFJパートナーズ スタイルセレクト・グロースファンド」に、「パートナーズ スタイルセレクト・バリューファンド」から「UFJパートナーズ スタイルセレクト・バリューファンド」に、「パートナーズ スタイルセレクト・ブレンドファンド」から「UFJパートナーズ スタイルセレクト・ブレンドファンド」に変更

2005年10月1日

ファンドの委託会社としての業務をユーワフジエイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継
 名称を「UFJパートナーズ スタイルセレクト・グロースファンド」から「三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド」に、「UFJパートナーズ スタイルセレクト・バリューファンド」から「三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド」に、「UFJパートナーズ スタイルセレクト・ブレンドファンド」から「三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド」に、「マネープールファンド」から「BWマネープールファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
------	--

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	委託会社（委託者） 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資 損益

マザーファンド

投資 損益

有価証券等

ただし、BWマネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

また、BWマネープールファンドは、マザーファンドを通じての投資は行いません。

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2024年9月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金

2,000百万円

・沿革

1997年5月

東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月

東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月

三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月

三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

2023年10月

エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

「三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド」

主として、グロースマザーファンド受益証券に投資します。このほか、わが国の株式・公社債に直接投資することがあります。

マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持することとします。

R U S S E L L / N O M U R A T o t a l M a r k e t G r o w t h インデックス（配当込み）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド」

主として、バリューマザーファンド受益証券に投資します。このほか、わが国の株式・公社債に直接投資することがあります。

マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持することとします。

R U S S E L L / N O M U R A T o t a l M a r k e t V a l u e インデックス（配当込み）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド」

主として、バリューマザーファンド受益証券およびグロースマザーファンド受益証券に投資します。

このほか、わが国の株式・公社債に直接投資することができます。

マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持することとします。

各マザーファンド受益証券への投資配分は50%ずつを基本とし、日本経済のファンダメンタルズ分析、各種テクニカル分析などを基に委託会社のブレンドファンド運用会議にて決定します。

東証株価指数（TOPPIX）（配当込み）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「BWマネープールファンド」

わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【投資対象】

「三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド」

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

　a. 有価証券先物取引等

　b. スワップ取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするグロースマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
　および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から12.の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16.において同じ。）で16.で定めるもの以外のもの

16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

「三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド」

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
 - a. 有価証券先物取引等
 - b. スワップ取引
 - ハ. 約束手形
 - 二. 金銭債権
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするバリューマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいい

ます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16.において同じ。）で16.で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

「三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド」

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

- a . 有価証券先物取引等
- b . スワップ取引
- 八 . 約束手形
- 二 . 金銭債権
- 2 . 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ . 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするバリューマザーファンドおよびグロースマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- 1 . 株券または新株引受権証書
 - 2 . 国債証券
 - 3 . 地方債証券
 - 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5 . 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6 . 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7 . 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8 . 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9 . 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10 . 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 - 11 . コマーシャル・ペーパー
 - 12 . 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 13 . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1 . から12 . の証券または証書の性質を有するもの
 - 14 . 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 15 . 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16 . において同じ。）で16 . で定めるもの以外のもの
 - 16 . 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16 . において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 - 17 . 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 18 . オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 19 . 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 20 . 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 21 . 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 22 . 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 23 . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 24 . 外国の者に対する権利で23 . の有価証券の性質を有するもの
- なお、1 . の証券または証書ならびに13 . および19 . の証券または証書のうち1 . の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2 . から6 . までの証券ならびに16 . の証券ならびに13 . および19 . の証券または証書のうち2 . から6 . までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14 . および15 . の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

「BWマネープールファンド」

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
 - a. 有価証券先物取引等
 - b. スワップ取引
 - ハ. 約束手形
 - 二. 金銭債権
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16.において同じ。）で16.で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

<マザーファンドの概要>

グロースマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(運用方法)

投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および店頭登録株式の中から、将来の成長が期待できる銘柄に投資します。

銘柄選定にあたっては、ファンドマネジャーおよび委託会社アナリストの企業訪問調査をベースにした、企業の定性評価を重視します。

企業の定性評価にあたっては、企業が置かれている事業環境、競争力、マネジメント力等に注目します。

株式の組入比率は原則として高位を維持することとします。

R U S S E L L / N O M U R A T o t a l M a r k e t G r o w t h インデックス(配当込み)をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総

額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

バリューマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(運用方法)

投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および店頭登録株式の中から、株価が割安と判断される銘柄に投資します。

銘柄選定にあたっては、配当利回り、P E R、P C F R、P S Rなどの様々な指標を用いた定量評価を重視します。

株式の組入比率は原則として高位を維持することとします。

R U S S E L L / N O M U R A T o t a l M a r k e t V a l u e インデックス（配当込み）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

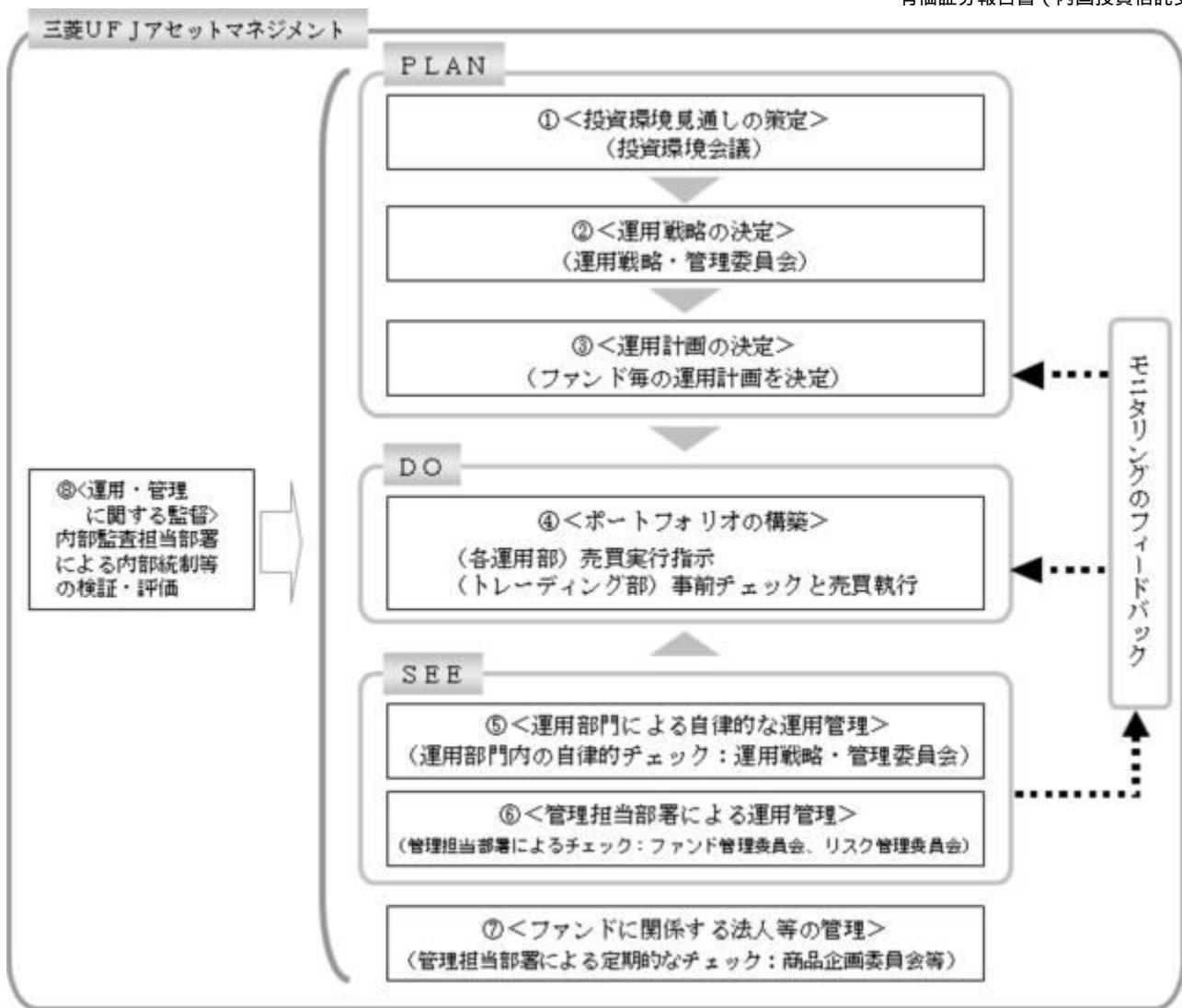
同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内の自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署(40~60名程度)は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。
運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

（4）【分配方針】

「三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド」

「三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド」

「三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド」

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

「BWマネープールファンド」

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、経費等を控除後の配当等収益等の全額とし、売買益等は信託財産に留保します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

「三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド」

「三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド」

「三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド」

外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券

a . 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b . a .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

a . 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えること

となる投資の指図をしません。

- b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

- a . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d . c . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

有価証券先物取引等

- a . 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- 1 . 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - 2 . 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1 . から4 . に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3 . コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5 %を上回らない範囲内とします。
- b . 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- 1 . 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの

対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつで規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みま

す。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a . 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b . a . の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図することができます。
 - 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b . a . に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「BWマネーパールファンド」

株式

委託会社は、信託財産に属する株式(株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式等

- a . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券先物取引等

- a . 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- 1 . 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- 2 . 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1 . から4 . に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3 . コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5 %を上回らない範囲内とします。

- b . 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1 . 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1 . から4 . に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- 2 . 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1 . から4 . に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3 . コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5 %を上回らない範囲内とし、かつで規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5 %を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもと

に交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b . a . の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1 . 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 - 2 . 株式分割により取得する株券
 - 3 . 有償増資により取得する株券
 - 4 . 売出しにより取得する株券
 - 5 . 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（ に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6 . 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ 5 . に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a . 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b . a . の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b . a . に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

「三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド」

「三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド」

「三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド」

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

「BWマネープールファンド」

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等

の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

「三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド」

「三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド」

「三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド」

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

「BWマネープールファンド」

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

「三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド」

「三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド」

「三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド」

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

「BWマネープールファンド」

- 投資環境によっては、マイナス利回りの公社債や金融商品等での運用となることがあります、この場合、基準価額の下落要因となりますのでご留意ください。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証な

どを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

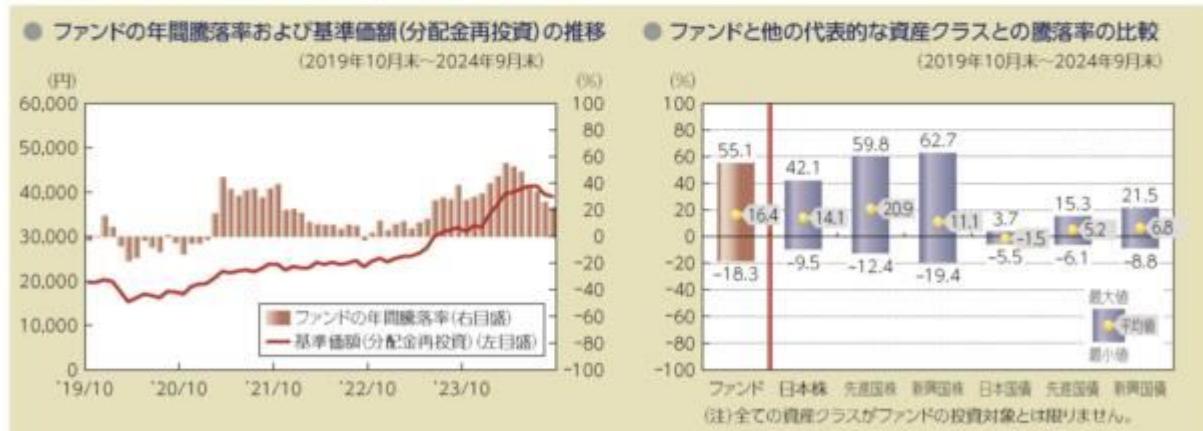
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

BWマネープールファンド



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指標名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指數値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX純研又は株式会社JPX純研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指數値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ソウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(発行価格) × 3.3% (税抜 3%) を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「BWマネープールファンド」を取得する場合には、無手数料とします。(「BWマネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。)

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

ただし、「三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド」、「三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド」および「三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド」は解約時に信託財産留保額(当該基準価額の0.3%)が差し引かれます。「BWマネープールファンド」は、信託財産留保額はかかりません。

換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

「三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド」

「三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド」

「三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.705%（税抜1.55%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.65%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.80%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.10%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

「BWマネーパールファンド」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.99%（税抜0.9%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・毎月の最終営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬は、当該各月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値（「コールレート平均値」といいます。）に応じ、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とします。

コールレート 平均値	信託報酬率 (税込 年率)	配分（税抜 年率）			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.00%以上	0.99%	0.9%	0.4%	0.4%	0.1%
0.6%以上 1.00%未満	0.605%	0.55%	0.24%	0.25%	0.06%
0.3%以上 0.6%未満	0.33%	0.3%	0.132%	0.133%	0.035%
0.15%以上 0.3%未満	0.165%	0.15%	0.06%	0.07%	0.02%
0.05%以上 0.15%未満	0.055%	0.05%	0.022%	0.023%	0.005%
0.05%未満	0.011%	0.01%	0.003%	0.004%	0.003%

上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド、三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンドおよび三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンドは、配当控除の適用があります。BWマネープールファンドは、配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2024年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2024年3月12日～2024年9月10日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド	1.87%	1.87%	0.00%
三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド	1.87%	1.87%	0.00%
三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド	1.87%	1.87%	0.00%
BWマネーブールファンド	0.06%	0.06%	-%

（比率は年率、表示桁数未満四捨五入）

*各ファンド(BWマネーブールファンドを除く)は、当期間後に信託報酬率の変更を行っています。

*当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5 【運用状況】

【三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド】

（1）【投資状況】

2024年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,331,192,292	99.77

コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		3,128,167	0.23
純資産総額		1,334,320,459	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年 9月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	グロースマザーファンド	702,439,076	1.8105	1,271,765,948	1.8951	1,331,192,292	99.77

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年 9月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.77
合計	99.77

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位 : 円)

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第29計算期間末日	(2015年 3月10日)	2,129,194,466	2,129,194,466	6,579	6,579
第30計算期間末日	(2015年 9月10日)	1,912,736,456	1,912,736,456	6,235	6,235
第31計算期間末日	(2016年 3月10日)	1,708,291,723	1,708,291,723	5,850	5,850
第32計算期間末日	(2016年 9月12日)	1,585,349,232	1,585,349,232	5,662	5,662
第33計算期間末日	(2017年 3月10日)	1,769,220,241	1,769,220,241	6,794	6,794
第34計算期間末日	(2017年 9月11日)	1,806,551,443	1,806,551,443	7,344	7,344
第35計算期間末日	(2018年 3月12日)	1,950,088,435	1,950,088,435	8,401	8,401
第36計算期間末日	(2018年 9月10日)	1,788,600,289	1,788,600,289	7,961	7,961
第37計算期間末日	(2019年 3月11日)	1,526,868,710	1,526,868,710	7,142	7,142
第38計算期間末日	(2019年 9月10日)	1,509,351,187	1,509,351,187	7,346	7,346
第39計算期間末日	(2020年 3月10日)	1,371,080,342	1,371,080,342	7,014	7,014

第40計算期間末日	(2020年 9月10日)	1,625,955,030	1,625,955,030	8,654	8,654
第41計算期間末日	(2021年 3月10日)	1,766,832,736	1,851,360,372	10,451	10,951
第42計算期間末日	(2021年 9月10日)	1,795,760,666	1,851,221,465	11,333	11,683
第43計算期間末日	(2022年 3月10日)	1,351,407,129	1,351,407,129	8,886	8,886
第44計算期間末日	(2022年 9月12日)	1,391,695,439	1,391,695,439	9,390	9,390
第45計算期間末日	(2023年 3月10日)	1,379,495,861	1,379,495,861	9,566	9,566
第46計算期間末日	(2023年 9月11日)	1,391,213,366	1,404,975,827	10,109	10,209
第47計算期間末日	(2024年 3月11日)	1,393,463,596	1,484,502,384	10,714	11,414
第48計算期間末日	(2024年 9月10日)	1,276,248,071	1,276,248,071	10,085	10,085
	2023年 9月末日	1,341,441,117		9,762	
	10月末日	1,260,655,554		9,233	
	11月末日	1,378,633,919		10,226	
	12月末日	1,388,169,765		10,447	
	2024年 1月末日	1,451,066,047		10,950	
	2月末日	1,511,051,078		11,547	
	3月末日	1,429,267,081		11,053	
	4月末日	1,360,182,192		10,577	
	5月末日	1,380,671,543		10,774	
	6月末日	1,398,032,473		11,008	
	7月末日	1,374,814,158		10,856	
	8月末日	1,365,655,736		10,784	
	9月末日	1,334,320,459		10,544	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第29計算期間	0円
第30計算期間	0円
第31計算期間	0円
第32計算期間	0円
第33計算期間	0円
第34計算期間	0円
第35計算期間	0円
第36計算期間	0円
第37計算期間	0円
第38計算期間	0円
第39計算期間	0円
第40計算期間	0円
第41計算期間	500円
第42計算期間	350円
第43計算期間	0円
第44計算期間	0円
第45計算期間	0円

第46計算期間	100円
第47計算期間	700円
第48計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第29計算期間	13.09
第30計算期間	5.22
第31計算期間	6.17
第32計算期間	3.21
第33計算期間	19.99
第34計算期間	8.09
第35計算期間	14.39
第36計算期間	5.23
第37計算期間	10.28
第38計算期間	2.85
第39計算期間	4.51
第40計算期間	23.38
第41計算期間	26.54
第42計算期間	11.78
第43計算期間	21.59
第44計算期間	5.67
第45計算期間	1.87
第46計算期間	6.72
第47計算期間	12.90
第48計算期間	5.87

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第29計算期間	1,057,367	188,754,960	3,236,434,292
第30計算期間	6,073,810	174,636,317	3,067,871,785
第31計算期間	2,474,746	150,318,636	2,920,027,895
第32計算期間	294,815	120,359,715	2,799,962,995
第33計算期間	1,831,681	197,745,247	2,604,049,429
第34計算期間	390,116	144,583,243	2,459,856,302
第35計算期間	1,260,668	139,774,838	2,321,342,132
第36計算期間	3,605,916	78,379,787	2,246,568,261
第37計算期間	145,812	108,870,360	2,137,843,713
第38計算期間	80,478	83,381,830	2,054,542,361
第39計算期間	396,298	100,230,251	1,954,708,408
第40計算期間	686,936	76,538,292	1,878,857,052

第41計算期間	3,215,309	191,519,625	1,690,552,736
第42計算期間	1,163,430	107,121,883	1,584,594,283
第43計算期間	8,726,404	72,555,393	1,520,765,294
第44計算期間	755,601	39,455,874	1,482,065,021
第45計算期間	478,363	40,391,312	1,442,152,072
第46計算期間	172,768	66,078,700	1,376,246,140
第47計算期間	250,883	75,942,906	1,300,554,117
第48計算期間	5,034,543	40,069,959	1,265,518,701

【三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド】

(1) 【投資状況】

2024年 9月30日現在
(単位 : 円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	514,998,539	99.83
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		891,045	0.17
純資産総額		515,889,584	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

2024年 9月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	バリューマザーファンド	85,733,068	5.7784	495,399,961	6.0070	514,998,539	99.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年 9月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.83
合計	99.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なものの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第29計算期間末日 (2015年 3月10日)	912,716,889	979,497,444	12,301	13,201
第30計算期間末日 (2015年 9月10日)	904,290,198	904,290,198	12,429	12,429
第31計算期間末日 (2016年 3月10日)	741,170,345	741,170,345	10,821	10,821
第32計算期間末日 (2016年 9月12日)	699,015,778	699,015,778	10,597	10,597
第33計算期間末日 (2017年 3月10日)	704,826,741	791,199,018	12,241	13,741
第34計算期間末日 (2017年 9月11日)	678,082,501	686,343,697	12,312	12,462
第35計算期間末日 (2018年 3月12日)	677,418,103	690,593,170	12,854	13,104
第36計算期間末日 (2018年 9月10日)	626,076,786	626,076,786	12,104	12,104
第37計算期間末日 (2019年 3月11日)	502,111,358	502,111,358	10,931	10,931
第38計算期間末日 (2019年 9月10日)	476,733,398	476,733,398	10,638	10,638
第39計算期間末日 (2020年 3月10日)	390,542,406	390,542,406	9,265	9,265
第40計算期間末日 (2020年 9月10日)	423,003,049	433,412,182	10,159	10,409
第41計算期間末日 (2021年 3月10日)	436,709,809	479,106,200	11,331	12,431
第42計算期間末日 (2021年 9月10日)	464,763,610	483,715,009	12,262	12,762
第43計算期間末日 (2022年 3月10日)	410,952,706	410,952,706	11,221	11,221
第44計算期間末日 (2022年 9月12日)	427,177,163	445,098,509	11,918	12,418
第45計算期間末日 (2023年 3月10日)	451,684,351	464,569,026	12,270	12,620
第46計算期間末日 (2023年 9月11日)	474,475,997	526,600,676	13,654	15,154
第47計算期間末日 (2024年 3月11日)	552,002,585	593,567,404	14,609	15,709
第48計算期間末日 (2024年 9月10日)	506,432,961	509,876,710	14,706	14,806
2023年 9月末日	465,601,243		13,570	
10月末日	447,320,782		13,175	
11月末日	465,498,303		13,762	
12月末日	445,314,291		13,578	
2024年 1月末日	486,603,239		14,834	
2月末日	516,813,425		15,721	
3月末日	548,873,109		15,632	
4月末日	523,641,716		15,727	
5月末日	530,269,128		16,025	
6月末日	537,771,153		16,297	
7月末日	537,140,291		16,306	
8月末日	529,480,168		15,556	
9月末日	515,889,584		15,274	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第29計算期間	900円
第30計算期間	0円

第31計算期間	0円
第32計算期間	0円
第33計算期間	1,500円
第34計算期間	150円
第35計算期間	250円
第36計算期間	0円
第37計算期間	0円
第38計算期間	0円
第39計算期間	0円
第40計算期間	250円
第41計算期間	1,100円
第42計算期間	500円
第43計算期間	0円
第44計算期間	500円
第45計算期間	350円
第46計算期間	1,500円
第47計算期間	1,100円
第48計算期間	100円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第29計算期間	15.71
第30計算期間	1.04
第31計算期間	12.93
第32計算期間	2.07
第33計算期間	29.66
第34計算期間	1.80
第35計算期間	6.43
第36計算期間	5.83
第37計算期間	9.69
第38計算期間	2.68
第39計算期間	12.90
第40計算期間	12.34
第41計算期間	22.36
第42計算期間	12.62
第43計算期間	8.48
第44計算期間	10.66
第45計算期間	5.89
第46計算期間	23.50
第47計算期間	15.05
第48計算期間	1.34

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第29計算期間	986,610	54,902,340	742,006,173
第30計算期間	16,341,565	30,773,089	727,574,649
第31計算期間	242,525	42,850,139	684,967,035
第32計算期間	274,600	25,624,476	659,617,159
第33計算期間	120,086	83,922,064	575,815,181
第34計算期間	1,959,049	27,027,814	550,746,416
第35計算期間	513,503	24,257,233	527,002,686
第36計算期間	437,128	10,183,382	517,256,432
第37計算期間		57,916,052	459,340,380
第38計算期間		11,201,558	448,138,822
第39計算期間	798	26,635,397	421,504,223
第40計算期間	426,283	5,565,156	416,365,350
第41計算期間	55,997	30,999,605	385,421,742
第42計算期間	375,250	6,769,007	379,027,985
第43計算期間	999,358	13,789,968	366,237,375
第44計算期間	432,557	8,243,008	358,426,924
第45計算期間	19,167,434	9,460,781	368,133,577
第46計算期間	14,598,307	35,234,021	347,497,863
第47計算期間	56,495,388	26,131,259	377,861,992
第48計算期間	36,497,669	69,984,734	344,374,927

【三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド】

(1) 【投資状況】

2024年 9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,688,382,060	99.77
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		3,961,242	0.23
純資産総額		1,692,343,302	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

2024年 9月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	グロースマザーファンド	502,494,274	1.8102	909,615,135	1.8951	952,276,898	56.27

日本	親投資信託受益証券	バリューマザーファンド	122,541,229	5.7976	710,452,583	6.0070	736,105,162	43.50
----	-----------	-------------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	-------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年 9月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.77
合計	99.77

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第29計算期間末日	(2015年 3月10日)	3,040,473,780	3,100,180,762	10,185	10,385
第30計算期間末日	(2015年 9月10日)	2,682,202,444	2,682,202,444	9,940	9,940
第31計算期間末日	(2016年 3月10日)	2,313,182,334	2,313,182,334	9,005	9,005
第32計算期間末日	(2016年 9月12日)	2,117,776,004	2,117,776,004	8,793	8,793
第33計算期間末日	(2017年 3月10日)	2,350,119,814	2,450,192,605	10,568	11,018
第34計算期間末日	(2017年 9月11日)	2,297,055,335	2,350,001,735	10,846	11,096
第35計算期間末日	(2018年 3月12日)	2,294,148,780	2,373,500,395	11,564	11,964
第36計算期間末日	(2018年 9月10日)	2,130,580,664	2,130,580,664	10,932	10,932
第37計算期間末日	(2019年 3月11日)	1,820,806,639	1,820,806,639	9,831	9,831
第38計算期間末日	(2019年 9月10日)	1,750,252,999	1,750,252,999	9,857	9,857
第39計算期間末日	(2020年 3月10日)	1,526,328,440	1,526,328,440	8,988	8,988
第40計算期間末日	(2020年 9月10日)	1,705,193,895	1,755,065,337	10,258	10,558
第41計算期間末日	(2021年 3月10日)	1,780,610,134	1,981,296,659	11,534	12,834
第42計算期間末日	(2021年 9月10日)	1,868,890,449	1,936,291,669	12,478	12,928
第43計算期間末日	(2022年 3月10日)	1,583,411,404	1,583,411,404	10,755	10,755
第44計算期間末日	(2022年 9月12日)	1,636,276,982	1,679,431,610	11,375	11,675
第45計算期間末日	(2023年 3月10日)	1,633,296,038	1,661,440,862	11,606	11,806
第46計算期間末日	(2023年 9月11日)	1,668,120,712	1,776,612,597	12,300	13,100
第47計算期間末日	(2024年 3月11日)	1,733,867,615	1,853,053,926	13,093	13,993
第48計算期間末日	(2024年 9月10日)	1,629,125,276	1,629,125,276	12,665	12,665
	2023年 9月末日	1,626,478,065		12,015	

10月末日	1,550,622,993		11,476	
11月末日	1,678,554,723		12,437	
12月末日	1,680,999,454		12,541	
2024年 1月末日	1,770,935,365		13,355	
2月末日	1,870,017,009		14,109	
3月末日	1,803,562,115		13,694	
4月末日	1,753,874,593		13,360	
5月末日	1,780,476,773		13,614	
6月末日	1,804,109,916		13,885	
7月末日	1,773,532,117		13,768	
8月末日	1,729,367,757		13,446	
9月末日	1,692,343,302		13,198	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第29計算期間	200円
第30計算期間	0円
第31計算期間	0円
第32計算期間	0円
第33計算期間	450円
第34計算期間	250円
第35計算期間	400円
第36計算期間	0円
第37計算期間	0円
第38計算期間	0円
第39計算期間	0円
第40計算期間	300円
第41計算期間	1,300円
第42計算期間	450円
第43計算期間	0円
第44計算期間	300円
第45計算期間	200円
第46計算期間	800円
第47計算期間	900円
第48計算期間	0円

【收益率の推移】

	收益率(%)
第29計算期間	13.85
第30計算期間	2.40
第31計算期間	9.40
第32計算期間	2.35
第33計算期間	25.30

第34計算期間	4.99
第35計算期間	10.30
第36計算期間	5.46
第37計算期間	10.07
第38計算期間	0.26
第39計算期間	8.81
第40計算期間	17.46
第41計算期間	25.11
第42計算期間	12.08
第43計算期間	13.80
第44計算期間	8.55
第45計算期間	3.78
第46計算期間	12.87
第47計算期間	13.76
第48計算期間	3.26

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第29計算期間	756,849	189,376,411	2,985,349,145
第30計算期間	251,690	287,234,768	2,698,366,067
第31計算期間	178,435	129,770,818	2,568,773,684
第32計算期間	2,194,513	162,520,905	2,408,447,292
第33計算期間	174,193	184,781,682	2,223,839,803
第34計算期間	660,586	106,644,350	2,117,856,039
第35計算期間	277,019	134,342,676	1,983,790,382
第36計算期間	321,158	35,088,776	1,949,022,764
第37計算期間	202,369	97,062,733	1,852,162,400
第38計算期間	177,997	76,665,395	1,775,675,002
第39計算期間	197,757	77,679,027	1,698,193,732
第40計算期間	316,675	36,129,007	1,662,381,400
第41計算期間	950,299	119,589,198	1,543,742,501
第42計算期間	2,742,122	48,679,712	1,497,804,911
第43計算期間	2,760,458	28,356,755	1,472,208,614
第44計算期間	738,976	34,459,981	1,438,487,609
第45計算期間	1,555,217	32,801,589	1,407,241,237
第46計算期間	594,001	51,686,674	1,356,148,564
第47計算期間	1,961,862	33,818,078	1,324,292,348
第48計算期間	2,228,447	40,238,788	1,286,282,007

【BWマネープールファンド】

(1) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		11,936,819	100.00
純資産総額		11,936,819	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なものの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第29計算期間末日 (2015年 3月10日)	17,840,416	17,840,416	10,078	10,078
第30計算期間末日 (2015年 9月10日)	17,837,981	17,837,981	10,076	10,076
第31計算期間末日 (2016年 3月10日)	17,031,465	17,031,465	10,074	10,074
第32計算期間末日 (2016年 9月12日)	17,899,564	17,899,564	10,070	10,070
第33計算期間末日 (2017年 3月10日)	17,894,652	17,894,652	10,067	10,067
第34計算期間末日 (2017年 9月11日)	17,887,935	17,887,935	10,063	10,063
第35計算期間末日 (2018年 3月12日)	17,886,045	17,886,045	10,060	10,060
第36計算期間末日 (2018年 9月10日)	17,880,183	17,880,183	10,056	10,056
第37計算期間末日 (2019年 3月11日)	17,873,567	17,873,567	10,052	10,052
第38計算期間末日 (2019年 9月10日)	17,867,162	17,867,162	10,049	10,049
第39計算期間末日 (2020年 3月10日)	12,582,097	12,582,097	10,047	10,047
第40計算期間末日 (2020年 9月10日)	11,830,266	11,830,266	10,044	10,044
第41計算期間末日 (2021年 3月10日)	11,945,106	11,945,106	10,043	10,043
第42計算期間末日 (2021年 9月10日)	11,946,506	11,946,506	10,041	10,041
第43計算期間末日 (2022年 3月10日)	11,945,845	11,945,845	10,040	10,040
第44計算期間末日 (2022年 9月12日)	11,944,158	11,944,158	10,039	10,039
第45計算期間末日 (2023年 3月10日)	11,940,751	11,940,751	10,036	10,036

第46計算期間末日	(2023年 9月11日)	11,936,844	11,936,844	10,032	10,032
第47計算期間末日	(2024年 3月11日)	11,935,319	11,935,319	10,031	10,031
第48計算期間末日	(2024年 9月10日)	11,936,453	11,936,453	10,032	10,032
	2023年 9月末日	11,936,476		10,032	
	10月末日	11,936,178		10,032	
	11月末日	11,935,952		10,032	
	12月末日	11,935,770		10,032	
	2024年 1月末日	11,935,488		10,031	
	2月末日	11,935,381		10,031	
	3月末日	11,935,453		10,031	
	4月末日	11,935,229		10,031	
	5月末日	11,935,231		10,031	
	6月末日	11,935,199		10,031	
	7月末日	11,935,050		10,031	
	8月末日	11,936,306		10,032	
	9月末日	11,936,819		10,032	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第29計算期間	0円
第30計算期間	0円
第31計算期間	0円
第32計算期間	0円
第33計算期間	0円
第34計算期間	0円
第35計算期間	0円
第36計算期間	0円
第37計算期間	0円
第38計算期間	0円
第39計算期間	0円
第40計算期間	0円
第41計算期間	0円
第42計算期間	0円
第43計算期間	0円
第44計算期間	0円
第45計算期間	0円
第46計算期間	0円
第47計算期間	0円
第48計算期間	0円

【收益率の推移】

	收益率(%)
第29計算期間	0.00

第30計算期間	0.01
第31計算期間	0.01
第32計算期間	0.03
第33計算期間	0.02
第34計算期間	0.03
第35計算期間	0.02
第36計算期間	0.03
第37計算期間	0.03
第38計算期間	0.02
第39計算期間	0.01
第40計算期間	0.02
第41計算期間	0.00
第42計算期間	0.01
第43計算期間	0.00
第44計算期間	0.00
第45計算期間	0.02
第46計算期間	0.03
第47計算期間	0.00
第48計算期間	0.00

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第29計算期間			17,702,733
第30計算期間			17,702,733
第31計算期間		795,537	16,907,196
第32計算期間	868,623		17,775,819
第33計算期間			17,775,819
第34計算期間			17,775,819
第35計算期間	4,969	994	17,779,794
第36計算期間	994		17,780,788
第37計算期間			17,780,788
第38計算期間			17,780,788
第39計算期間		5,257,086	12,523,702
第40計算期間		745,378	11,778,324
第41計算期間	115,902		11,894,226
第42計算期間	2,987		11,897,213
第43計算期間	996		11,898,209
第44計算期間			11,898,209
第45計算期間			11,898,209
第46計算期間			11,898,209
第47計算期間			11,898,209

第48計算期間			11,898,209
---------	--	--	------------

(参考)

グロースマザーファンド

投資状況

2024年 9月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	2,238,138,300	98.02
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		45,272,391	1.98
純資産総額		2,283,410,691	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2024年 9月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	47,000	2,639.00	124,033,000	2,777.50	130,542,500	5.72
日本	株式	日立製作所	電気機器	34,500	3,300.00	113,850,000	3,781.00	130,444,500	5.71
日本	株式	S a n s a n	情報・通信業	59,800	2,346.00	140,290,800	2,149.00	128,510,200	5.63
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	13,600	8,522.00	115,899,200	8,705.00	118,388,000	5.18
日本	株式	第一三共	医薬品	22,900	5,275.00	120,797,500	4,709.00	107,836,100	4.72
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	4,200	22,260.00	93,492,000	25,290.00	106,218,000	4.65
日本	株式	コナミグループ	情報・通信業	5,000	13,700.00	68,500,000	14,545.00	72,725,000	3.18
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	10,100	5,899.00	59,579,900	6,741.00	68,084,100	2.98
日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	32,500	2,115.50	68,753,750	2,079.00	67,567,500	2.96
日本	株式	F O O D & L I F E C O M P A N I E	小売業	23,400	2,606.00	60,980,400	2,877.50	67,333,500	2.95
日本	株式	トリケミカル研究所	化学	16,500	3,140.00	51,810,000	3,485.00	57,502,500	2.52
日本	株式	S M C	機械	900	58,760.00	52,884,000	63,650.00	57,285,000	2.51
日本	株式	富士電機	電気機器	6,600	7,486.00	49,407,600	8,620.00	56,892,000	2.49
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	7,400	7,572.00	56,032,800	7,678.00	56,817,200	2.49
日本	株式	アシックス	その他製品	18,400	2,689.00	49,477,600	3,001.00	55,218,400	2.42
日本	株式	H O Y A	精密機器	2,700	19,015.00	51,340,500	19,785.00	53,419,500	2.34
日本	株式	富士フィルムホールディングス	化学	13,200	3,810.00	50,292,000	3,688.00	48,681,600	2.13
日本	株式	インターネットイニシアティブ	情報・通信業	15,500	2,932.00	45,446,000	3,020.00	46,810,000	2.05
日本	株式	ダイキン工業	機械	2,200	16,925.00	37,235,000	20,075.00	44,165,000	1.93
日本	株式	マネーフォワード	情報・通信業	7,400	5,546.00	41,040,400	5,857.00	43,341,800	1.90
日本	株式	ペプチドリー	医薬品	15,000	2,550.00	38,250,000	2,661.00	39,915,000	1.75

日本	株式	資生堂	化学	10,200	3,199.00	32,629,800	3,875.00	39,525,000	1.73
日本	株式	スズキ	輸送用機器	24,400	1,529.50	37,319,800	1,592.50	38,857,000	1.70
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	800	43,640.00	34,912,000	47,420.00	37,936,000	1.66
日本	株式	パン・パシフィック・インター・ナショナルホ	小売業	10,000	3,737.00	37,370,000	3,695.00	36,950,000	1.62
日本	株式	ビジョナル	情報・通信業	4,500	9,230.00	41,535,000	7,930.00	35,685,000	1.56
日本	株式	キーエンス	電気機器	500	63,470.00	31,735,000	68,360.00	34,180,000	1.50
日本	株式	デクセリアルズ	化学	16,800	1,945.66	32,687,200	2,025.50	34,028,400	1.49
日本	株式	朝日インテック	精密機器	12,800	2,740.00	35,072,000	2,521.00	32,268,800	1.41
日本	株式	MARUWA	ガラス・土石製品	700	36,039.71	25,227,801	41,950.00	29,365,000	1.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年 9月30日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	食料品	1.18
	化学	8.37
	医薬品	7.39
	ガラス・土石製品	1.88
	金属製品	0.50
	機械	5.43
	電気機器	29.41
	輸送用機器	3.54
	精密機器	3.95
	その他製品	2.42
	情報・通信業	18.76
	卸売業	2.49
	小売業	6.23
	サービス業	6.48
小計		98.02
合計		98.02

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

該当事項はありません。

バリューマザーファンド

投資状況

2024年 9月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)

株式	日本	1,219,836,690	97.50
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		31,272,714	2.50
純資産総額		1,251,109,404	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

2024年 9月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	46,200	1,446.29	66,818,832	1,453.50	67,151,700	5.37
日本	株式	三菱商事	卸売業	18,900	2,859.63	54,047,164	2,952.50	55,802,250	4.46
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	9,700	5,111.35	49,580,168	5,231.00	50,740,700	4.06
日本	株式	三井物産	卸売業	15,500	2,875.04	44,563,202	3,178.00	49,259,000	3.94
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	15,300	3,009.56	46,046,367	3,045.00	46,588,500	3.72
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	17,100	2,499.50	42,741,450	2,542.50	43,476,750	3.48
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	4,800	7,967.64	38,244,715	8,427.00	40,449,600	3.23
日本	株式	日立製作所	電気機器	9,100	3,300.00	30,030,000	3,781.00	34,407,100	2.75
日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	8,700	3,417.00	29,727,900	3,775.00	32,842,500	2.63
日本	株式	J.フロントリテイリング	小売業	20,000	1,464.66	29,293,275	1,546.50	30,930,000	2.47
日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	30,800	1,066.00	32,832,800	997.60	30,726,080	2.46
日本	株式	S W C C	非鉄金属	5,200	5,210.00	27,092,000	5,730.00	29,796,000	2.38
日本	株式	野村不動産ホールディングス	不動産業	7,100	4,069.00	28,889,900	3,831.00	27,200,100	2.17
日本	株式	デンソー	輸送用機器	12,400	2,028.00	25,147,200	2,125.50	26,356,200	2.11
日本	株式	レゾナック・ホールディングス	化学	6,700	3,080.00	20,636,000	3,680.00	24,656,000	1.97
日本	株式	東洋水産	食料品	2,600	9,273.00	24,109,800	9,349.00	24,307,400	1.94
日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	6,500	3,745.43	24,345,298	3,682.00	23,933,000	1.91
日本	株式	積水ハウス	建設業	5,800	3,826.00	22,190,800	3,974.00	23,049,200	1.84
日本	株式	関西電力	電気・ガス業	9,200	2,436.50	22,415,800	2,370.00	21,804,000	1.74
日本	株式	コンコルディア・フィナンシャルグループ	銀行業	26,800	794.50	21,292,600	792.00	21,225,600	1.70
日本	株式	三菱重工業	機械	9,900	1,696.50	16,795,350	2,117.50	20,963,250	1.68
日本	株式	リコー	電気機器	12,900	1,495.00	19,285,500	1,542.50	19,898,250	1.59
日本	株式	オリックス	その他金融業	5,600	3,430.00	19,208,000	3,318.00	18,580,800	1.49
日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	5,000	3,810.00	19,050,000	3,688.00	18,440,000	1.47
日本	株式	大阪ソーダ	化学	9,500	1,772.00	16,834,000	1,919.00	18,230,500	1.46
日本	株式	M S & A D インシュアランスグループホール	保険業	5,400	3,321.25	17,934,799	3,330.00	17,982,000	1.44
日本	株式	北國フィナンシャルホールディングス	銀行業	4,100	4,635.00	19,003,500	4,255.00	17,445,500	1.39
日本	株式	日本郵船	海運業	3,200	4,630.00	14,816,000	5,220.00	16,704,000	1.34

日本	株式	タムロン	精密機器	3,600	4,475.00	16,110,000	4,470.00	16,092,000	1.29
日本	株式	ニチレイ	食料品	3,600	4,490.00	16,164,000	4,467.00	16,081,200	1.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年 9月30日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	鉱業	0.85
	建設業	4.93
	食料品	5.23
	化学	6.42
	石油・石炭製品	0.94
	鉄鋼	1.10
	非鉄金属	2.38
	金属製品	2.63
	機械	2.78
	電気機器	7.05
	輸送用機器	9.12
	精密機器	1.29
	その他製品	1.22
	電気・ガス業	3.74
	陸運業	0.96
	海運業	1.34
	空運業	0.40
	倉庫・運輸関連業	1.25
	情報・通信業	3.86
	卸売業	11.32
	小売業	2.47
	銀行業	14.64
	保険業	7.41
	その他金融業	1.49
	不動産業	2.17
	サービス業	0.52
小計		97.50
合計		97.50

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

該当事項はありません。

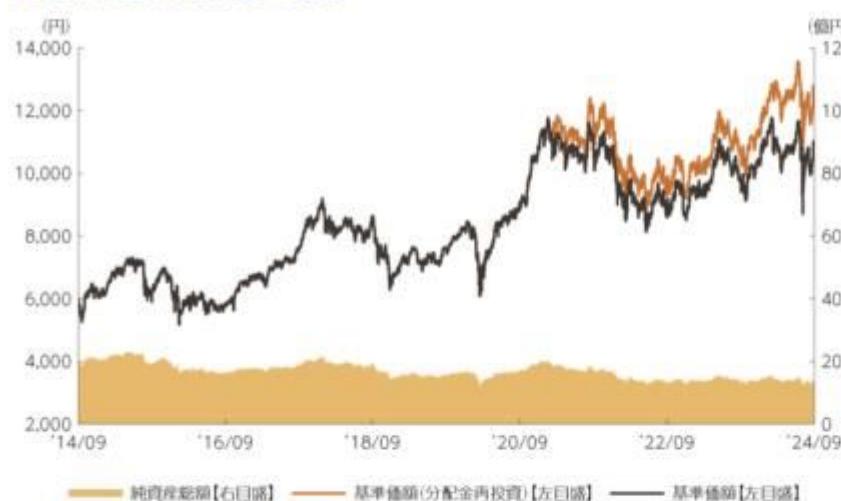
参考情報

運用実績

2024年9月30日現在

三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンド

■基準価額・純資産の推移 2014年9月30日～2024年9月30日



・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化

・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額 10,544円

純資産総額 13.3億円

・純資産額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2024年9月	0円
2024年3月	700円
2023年9月	100円
2023年3月	0円
2022年9月	0円
2022年3月	0円
設定来累計	1,650円

・分配金は1万口当たり、税引前

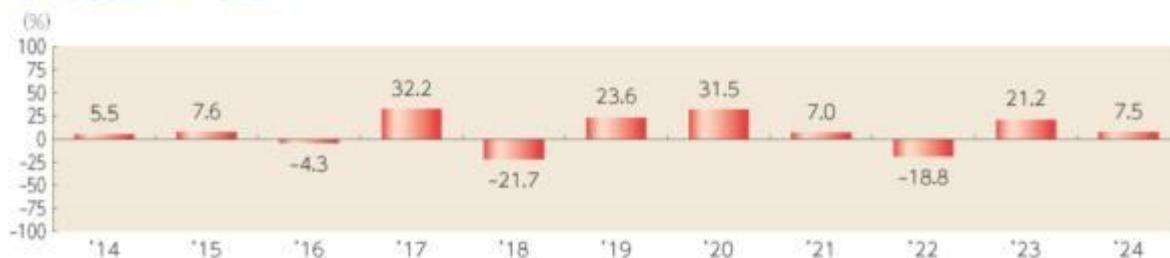
■主要な資産の状況

組入上位業種	比率	組入上位銘柄	業種	比率
1 電気機器	29.3%	1 ソニーブループ	電気機器	5.7%
2 情報・通信業	18.7%	2 日立製作所	電気機器	5.7%
3 化学	8.4%	3 Sansan	情報・通信業	5.6%
4 医薬品	7.4%	4 リクルートホールディングス	サービス業	5.2%
5 サービス業	6.5%	5 第一三共	医薬品	4.7%
6 小売業	6.2%	6 東京エレクトロン	電気機器	4.6%
7 機械	5.4%	7 コナミグループ	情報・通信業	3.2%
8 精密機器	3.9%	8 アドバンテスト	電気機器	3.0%
9 輸送用機器	3.5%	9 ルネサスエレクトロニクス	電気機器	3.0%
10 卸売業	2.5%	10 FOOD & LIFE COMPANIE	小売業	2.9%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■年間收益率の推移



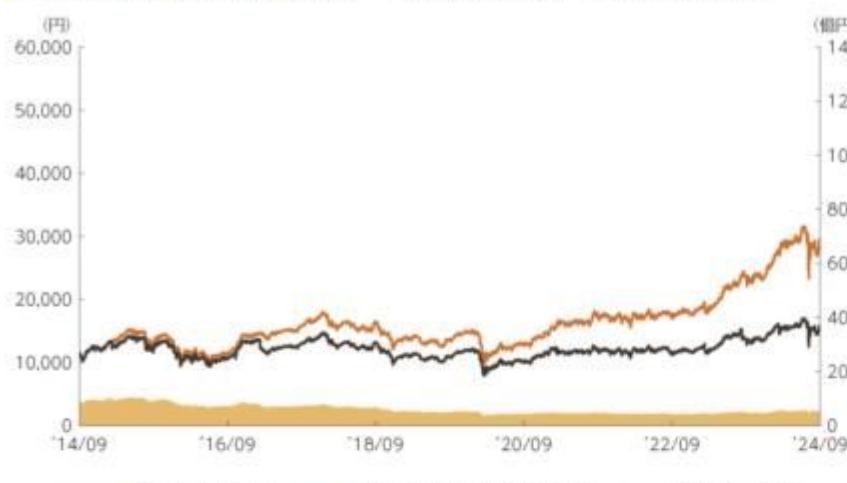
・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算

・2024年は年初から9月30日までの收益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンド

■基準価額・純資産の推移 2014年9月30日～2024年9月30日



■基準価額・純資産

基準価額 15,274円

純資産総額 5.1億円

*純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2024年9月 100円

2024年3月 1,100円

2023年9月 1,500円

2023年3月 350円

2022年9月 500円

2022年3月 0円

設定来累計 12,100円

*分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位業種	比率
1 銀行業	14.6%
2 卸売業	11.3%
3 輸送用機器	9.1%
4 保険業	7.4%
5 電気機器	7.0%
6 化学	6.4%
7 食料品	5.2%
8 建設業	4.9%
9 情報・通信業	3.9%
10 電気・ガス業	3.7%

組入上位銘柄	業種	比率
1 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	5.4%
2 三井商事	卸売業	4.5%
3 東京海上ホールディングス	保険業	4.0%
4 三井物産	卸売業	3.9%
5 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.7%
6 トヨタ自動車	輸送用機器	3.5%
7 ソフトバンクグループ	情報・通信業	3.2%
8 日立製作所	電気機器	2.7%
9 三和ホールディングス	金属製品	2.6%
10 J.フロントリテイリング	小売業	2.5%

*各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

*国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■年間收益率の推移



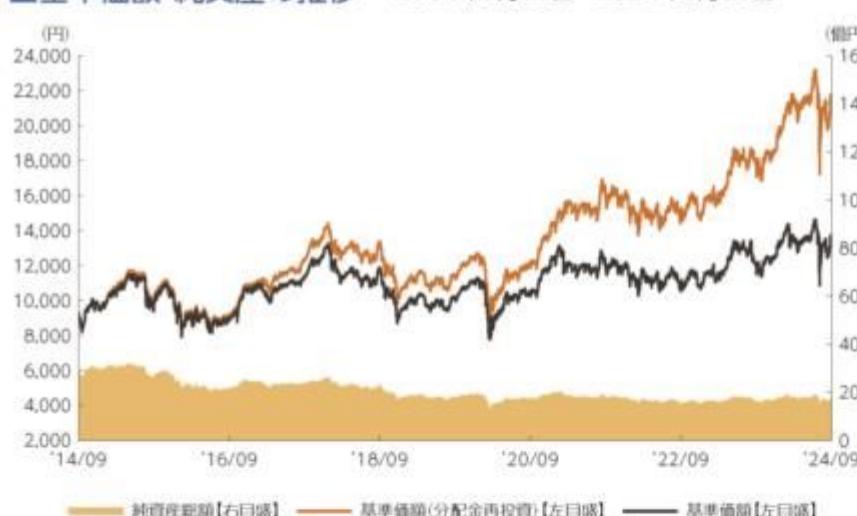
*收益率は基準価額(分配金再投資)で計算

*2024年は年初から9月30日までの收益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンド

■基準価額・純資産の推移 2014年9月30日～2024年9月30日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	13,198円
純資産総額	16.9億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2024年9月	0円
2024年3月	900円
2023年9月	800円
2023年3月	200円
2022年9月	300円
2022年3月	0円
設定来累計	6,100円

・分配金は1万口当たり、税引前

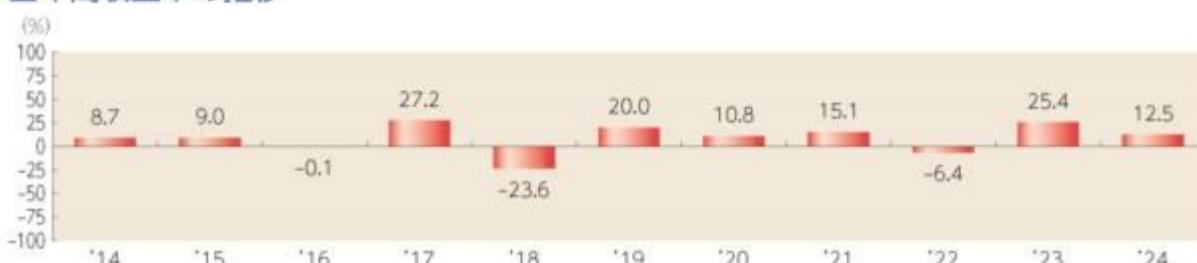
■主要な資産の状況

組入上位業種	比率	組入上位銘柄	業種	比率
1 電気機器	19.6%	1 日立製作所	電気機器	4.4%
2 情報・通信業	12.2%	2 ソニーグループ	電気機器	3.2%
3 化学	7.5%	3 Sansan	情報・通信業	3.2%
4 銀行業	6.4%	4 リクルートホールディングス	サービス業	2.9%
5 卸売業	6.3%	5 第一三共	医薬品	2.7%
6 輸送用機器	6.0%	6 東京エレクトロン	電気機器	2.6%
7 小売業	4.6%	7 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.3%
8 機械	4.3%	8 トヨタ自動車	輸送用機器	2.1%
9 医薬品	4.2%	9 ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.0%
10 サービス業	3.9%	10 三菱商事	卸売業	1.9%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■年間收益率の推移



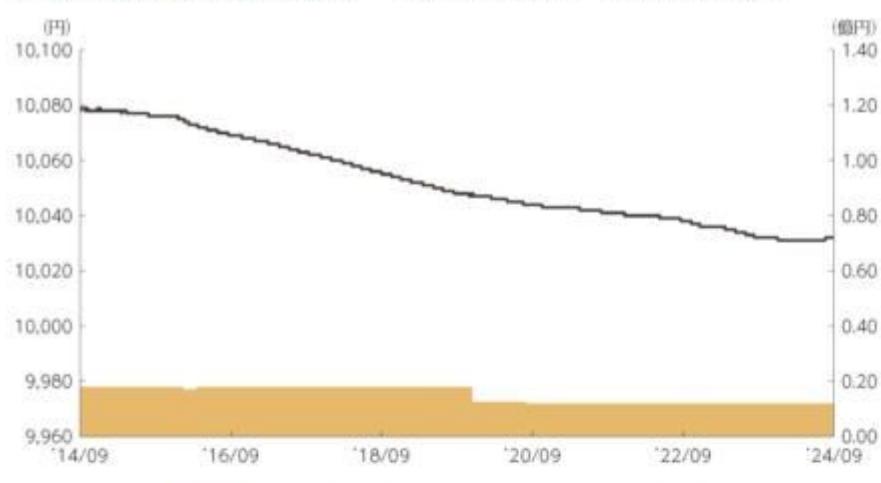
・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算

・2024年は年初から9月30日までの收益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

BWマネーポールファンド

■基準価額・純資産の推移 2014年9月30日～2024年9月30日



・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	10,032円
純資産総額	0.1億円

■分配の推移

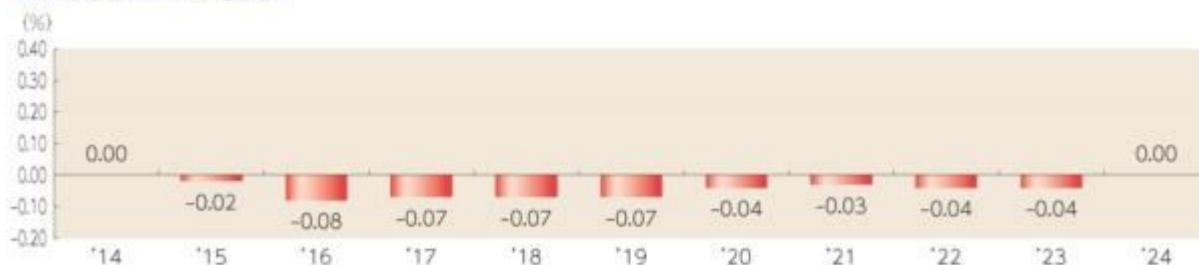
2024年 9月	0円
2024年 3月	0円
2023年 9月	0円
2023年 3月	0円
2022年 9月	0円
2022年 3月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

種別構成	比率
コールローン他 (負債控除後)	100.0%
合計	100.0%

■年間收益率の推移



・收益率は基準価額で計算
・2024年は年初から9月30日までの收益率を表示
・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、「BWマネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3 %）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「BWマネープールファンド」を取得する場合には、無手数料とします。「BWマネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録さ

れます。

解約単位
1口単位

解約価額

解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
ただし、「BWマネーパールファンド」の解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に0.3%をかけた額
ただし、「BWマネーパールファンド」は、信託財産留保額はかかりません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
(受付時間：営業日の9:00～17:00)
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払い
ます。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行
われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了した
ものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。
なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合
があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、
解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。
その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行つた当日の解約請求を撤回できます。ただし、
受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価
額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入
有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または

一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(資産の評価方法)

・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限（2000年5月2日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。

（4）【計算期間】

毎年3月11日から9月10日および9月11日から翌年3月10日まで
ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヶ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヶ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者

に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継せることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3 【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年3月12日から2024年9月10日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,318,980	15,729,124
親投資信託受益証券	1,364,291,601	1,267,901,085
未収入金	119,154,795	6,385,110
未収利息	-	91
流動資産合計	<u>1,499,765,376</u>	<u>1,290,015,410</u>
資産合計	<u>1,499,765,376</u>	<u>1,290,015,410</u>
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	91,038,788	-
未払解約金	2,307,000	916,469
未払受託者報酬	760,952	754,787
未払委託者報酬	12,175,306	12,076,523
未払利息	5	-
その他未払費用	19,729	19,560
流動負債合計	<u>106,301,780</u>	<u>13,767,339</u>
負債合計	<u>106,301,780</u>	<u>13,767,339</u>
純資産の部		
元本等		
元本	1,300,554,117	1,265,518,701
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	92,909,479	10,729,370
(分配準備積立金)	207,682,984	201,414,983
元本等合計	<u>1,393,463,596</u>	<u>1,276,248,071</u>
純資産合計	<u>1,393,463,596</u>	<u>1,276,248,071</u>
負債純資産合計	<u>1,499,765,376</u>	<u>1,290,015,410</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第47期 自 2023年 9月12日 至 2024年 3月11日	第48期 自 2024年 3月12日 至 2024年 9月10日
営業収益		
受取利息	19	5,514
有価証券売買等損益	185,555,379	66,667,666
営業収益合計	<u>185,555,398</u>	<u>66,662,152</u>
営業費用		
支払利息	564	2
受託者報酬	760,952	754,787
委託者報酬	12,175,306	12,076,523
その他費用	19,729	19,560
営業費用合計	<u>12,956,551</u>	<u>12,850,872</u>
営業利益又は営業損失()	172,598,847	79,513,024
経常利益又は経常損失()	172,598,847	79,513,024
当期純利益又は当期純損失()	172,598,847	79,513,024
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	2,991,019	280,654
期首剩余金又は期首次損金()	14,967,226	92,909,479
剩余金増加額又は欠損金減少額	9,905	362,923
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	9,905	362,923
剩余金減少額又は欠損金増加額	636,692	2,749,354
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	636,692	2,749,354
分配金	91,038,788	-
期末剩余金又は期末欠損金()	<u>92,909,479</u>	<u>10,729,370</u>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年3月10日および9月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2024年3月12日から2024年9月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第47期 [2024年3月11日現在]	第48期 [2024年9月10日現在]
1. 期首元本額	1,376,246,140円	1,300,554,117円
期中追加設定元本額	250,883円	5,034,543円
期中一部解約元本額	75,942,906円	40,069,959円
2. 受益権の総数	1,300,554,117口	1,265,518,701口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第47期 自 2023年 9月12日 至 2024年 3月11日	第48期 自 2024年 3月12日 至 2024年 9月10日																																																												
<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>6,148,828円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>1,493,022円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,603,726円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>291,079,922円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>301,325,498円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,300,554,117口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>2,316円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>700円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>91,038,788円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,148,828円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,493,022円	収益調整金額	C	2,603,726円	分配準備積立金額	D	291,079,922円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	301,325,498円	当ファンドの期末残存口数	F	1,300,554,117口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,316円	1万口当たり分配金額	H	700円	収益分配金額	I=F*H/10,000	91,038,788円	<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>3,334,334円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>201,414,983円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>204,749,317円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,265,518,701口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>1,617円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	3,334,334円	分配準備積立金額	D	201,414,983円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	204,749,317円	当ファンドの期末残存口数	F	1,265,518,701口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,617円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金額	I=F*H/10,000	円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	6,148,828円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,493,022円																																																											
収益調整金額	C	2,603,726円																																																											
分配準備積立金額	D	291,079,922円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	301,325,498円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,300,554,117口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,316円																																																											
1万口当たり分配金額	H	700円																																																											
収益分配金額	I=F*H/10,000	91,038,788円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	3,334,334円																																																											
分配準備積立金額	D	201,414,983円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	204,749,317円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,265,518,701口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,617円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金額	I=F*H/10,000	円																																																											

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第47期 自 2023年 9月12日 至 2024年 3月11日	第48期 自 2024年 3月12日 至 2024年 9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左

区分	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	166,197,214	66,521,568
合計	166,197,214	66,521,568

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0714円 (10,714円)	1.0085円 (10,085円)
合計		

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	グロースマザーファンド	700,227,031	1,267,901,085	
合計		700,227,031	1,267,901,085	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,702,465	14,588,799
親投資信託受益証券	547,905,260	488,060,883
未収入金	21,354,810	12,744,153
未収利息	-	85
流動資産合計	597,962,535	515,393,920
資産合計	597,962,535	515,393,920
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	41,564,819	3,443,749
未払解約金	136	601,135
未払受託者報酬	258,136	288,755
未払委託者報酬	4,130,197	4,619,877
未払利息	9	-
その他未払費用	6,653	7,443
流動負債合計	45,959,950	8,960,959
負債合計	45,959,950	8,960,959
純資産の部		
元本等		
元本	377,861,992	344,374,927
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	174,140,593	162,058,034
(分配準備積立金)	121,961,783	100,884,137
元本等合計	552,002,585	506,432,961
純資産合計	552,002,585	506,432,961
負債純資産合計	597,962,535	515,393,920

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第47期 自 2023年 9月12日 至 2024年 3月11日	第48期 自 2024年 3月12日 至 2024年 9月10日
営業収益		
受取利息	5	2,407
有価証券売買等損益	70,060,176	12,791,596
営業収益合計	<u>70,060,181</u>	<u>12,794,003</u>
営業費用		
支払利息	175	3
受託者報酬	258,136	288,755
委託者報酬	4,130,197	4,619,877
その他費用	6,653	7,443
営業費用合計	<u>4,395,161</u>	<u>4,916,078</u>
営業利益又は営業損失()	65,665,020	7,877,925
経常利益又は経常損失()	65,665,020	7,877,925
当期純利益又は当期純損失()	65,665,020	7,877,925
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	338,015	3,517,392
期首剩余金又は期首次損金()	126,978,134	174,140,593
剩余金増加額又は欠損金減少額	32,856,002	19,089,303
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	32,856,002	19,089,303
剩余金減少額又は欠損金増加額	9,455,729	32,088,646
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	9,455,729	32,088,646
分配金	<u>41,564,819</u>	<u>3,443,749</u>
期末剩余金又は期末欠損金()	174,140,593	162,058,034

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年3月10日および9月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2024年3月12日から2024年9月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第47期 [2024年3月11日現在]	第48期 [2024年9月10日現在]
1. 期首元本額	347,497,863円	377,861,992円
期中追加設定元本額	56,495,388円	36,497,669円
期中一部解約元本額	26,131,259円	69,984,734円
2. 受益権の総数	377,861,992口	344,374,927口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第47期 自 2023年 9月12日 至 2024年 3月11日	第48期 自 2024年 3月12日 至 2024年 9月10日																																																												
<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>5,544,781円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>59,782,224円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>52,178,810円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>98,199,597円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>215,705,412円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>377,861,992口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>5,708円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>1,100円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>41,564,819円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	5,544,781円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	59,782,224円	収益調整金額	C	52,178,810円	分配準備積立金額	D	98,199,597円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	215,705,412円	当ファンドの期末残存口数	F	377,861,992口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,708円	1万口当たり分配金額	H	1,100円	収益分配金額	I=F*H/10,000	41,564,819円	<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3,405,980円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>954,553円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>61,173,897円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>99,967,353円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>165,501,783円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>344,374,927口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>4,805円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>100円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>3,443,749円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,405,980円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	954,553円	収益調整金額	C	61,173,897円	分配準備積立金額	D	99,967,353円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	165,501,783円	当ファンドの期末残存口数	F	344,374,927口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,805円	1万口当たり分配金額	H	100円	収益分配金額	I=F*H/10,000	3,443,749円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	5,544,781円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	59,782,224円																																																											
収益調整金額	C	52,178,810円																																																											
分配準備積立金額	D	98,199,597円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	215,705,412円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	377,861,992口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,708円																																																											
1万口当たり分配金額	H	1,100円																																																											
収益分配金額	I=F*H/10,000	41,564,819円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	3,405,980円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	954,553円																																																											
収益調整金額	C	61,173,897円																																																											
分配準備積立金額	D	99,967,353円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	165,501,783円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	344,374,927口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,805円																																																											
1万口当たり分配金額	H	100円																																																											
収益分配金額	I=F*H/10,000	3,443,749円																																																											

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第47期 自 2023年 9月12日 至 2024年 3月11日	第48期 自 2024年 3月12日 至 2024年 9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左

区分	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	66,416,435	9,149,611
合計	66,416,435	9,149,611

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,4609円 (14,609円)	1,4706円 (14,706円)
合計		

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	バリューマザーファンド	84,406,012	488,060,883	
合計		84,406,012	488,060,883	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,986,134	20,141,873
親投資信託受益証券	1,704,730,864	1,593,285,875
未収入金	145,570,506	32,120,390
未収利息	-	117
流動資産合計	<u>1,870,287,504</u>	<u>1,645,548,255</u>
資産合計	<u>1,870,287,504</u>	<u>1,645,548,255</u>
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	119,186,311	-
未払解約金	1,422,409	68
未払受託者報酬	928,655	964,589
未払委託者報酬	14,858,423	15,433,309
未払利息	6	-
その他未払費用	24,085	25,013
流動負債合計	<u>136,419,889</u>	<u>16,422,979</u>
負債合計	<u>136,419,889</u>	<u>16,422,979</u>
純資産の部		
元本等		
元本	1,324,292,348	1,286,282,007
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	409,575,267	342,843,269
(分配準備積立金)	<u>446,527,042</u>	<u>433,107,582</u>
元本等合計	<u>1,733,867,615</u>	<u>1,629,125,276</u>
純資産合計	<u>1,733,867,615</u>	<u>1,629,125,276</u>
負債純資産合計	<u>1,870,287,504</u>	<u>1,645,548,255</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第47期 自 2023年 9月12日 至 2024年 3月11日	第48期 自 2024年 3月12日 至 2024年 9月10日
営業収益		
受取利息	26	7,066
有価証券売買等損益	240,968,196	37,267,206
営業収益合計	<u>240,968,222</u>	<u>37,260,140</u>
営業費用		
支払利息	721	3
受託者報酬	928,655	964,589
委託者報酬	14,858,423	15,433,309
その他費用	24,085	25,013
営業費用合計	<u>15,811,884</u>	<u>16,422,914</u>
営業利益又は営業損失()	225,156,338	53,683,054
経常利益又は経常損失()	225,156,338	53,683,054
当期純利益又は当期純損失()	225,156,338	53,683,054
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,381,091	1,451,313
期首剩余金又は期首次損金()	311,972,148	409,575,267
剩余金増加額又は欠損金減少額	688,776	707,456
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	688,776	707,456
剩余金減少額又は欠損金増加額	7,674,593	12,305,087
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	7,674,593	12,305,087
分配金	119,186,311	-
期末剩余金又は期末欠損金()	<u>409,575,267</u>	<u>342,843,269</u>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年3月10日および9月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2024年3月12日から2024年9月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第47期 [2024年3月11日現在]	第48期 [2024年9月10日現在]
1. 期首元本額	1,356,148,564円	1,324,292,348円
期中追加設定元本額	1,961,862円	2,228,447円
期中一部解約元本額	33,818,078円	40,238,788円
2. 受益権の総数	1,324,292,348口	1,286,282,007口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第47期 自 2023年 9月12日 至 2024年 3月11日	第48期 自 2024年 3月12日 至 2024年 9月10日																																																												
<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>11,959,752円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>211,815,495円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>4,849,550円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>341,938,106円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>570,562,903円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,324,292,348口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>4,308円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>900円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>119,186,311円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	11,959,752円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	211,815,495円	収益調整金額	C	4,849,550円	分配準備積立金額	D	341,938,106円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	570,562,903円	当ファンドの期末残存口数	F	1,324,292,348口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,308円	1万口当たり分配金額	H	900円	収益分配金額	I=F*H/10,000	119,186,311円	<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>5,460,848円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>433,107,582円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>438,568,430円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,286,282,007口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>3,409円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	5,460,848円	分配準備積立金額	D	433,107,582円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	438,568,430円	当ファンドの期末残存口数	F	1,286,282,007口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,409円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金額	I=F*H/10,000	円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	11,959,752円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	211,815,495円																																																											
収益調整金額	C	4,849,550円																																																											
分配準備積立金額	D	341,938,106円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	570,562,903円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,324,292,348口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,308円																																																											
1万口当たり分配金額	H	900円																																																											
収益分配金額	I=F*H/10,000	119,186,311円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	5,460,848円																																																											
分配準備積立金額	D	433,107,582円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	438,568,430円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,286,282,007口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,409円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金額	I=F*H/10,000	円																																																											

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第47期 自 2023年 9月12日 至 2024年 3月11日	第48期 自 2024年 3月12日 至 2024年 9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左

区分	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	214,605,087	40,908,948
合計	214,605,087	40,908,948

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,3093円 (13,093円)	1,2665円 (12,665円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	グロースマザーファンド	516,065,883	934,440,494	
	バリューマザーファンド	113,941,750	658,845,381	
	合計	630,007,633	1,593,285,875	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【BWマネーブールファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,935,904	1,948,253
現先取引勘定	-	9,991,500
未収利息	-	11
流動資産合計	<u>11,935,904</u>	<u>11,939,764</u>
資産合計	<u>11,935,904</u>	<u>11,939,764</u>
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	182	383
未払委託者報酬	399	2,928
未払利息	3	-
その他未払費用	1	-
流動負債合計	<u>585</u>	<u>3,311</u>
負債合計	<u>585</u>	<u>3,311</u>
純資産の部		
元本等		
元本	11,898,209	11,898,209
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	37,110	38,244
(分配準備積立金)	31,924	33,058
元本等合計	<u>11,935,319</u>	<u>11,936,453</u>
純資産合計	<u>11,935,319</u>	<u>11,936,453</u>
負債純資産合計	<u>11,935,904</u>	<u>11,939,764</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第47期 自 2023年 9月12日 至 2024年 3月11日	第48期 自 2024年 3月12日 至 2024年 9月10日
営業収益		
受取利息	43	4,455
営業収益合計	43	4,455
営業費用		
支払利息	986	10
受託者報酬	182	383
委託者報酬	399	2,928
その他費用	1	-
営業費用合計	1,568	3,321
営業利益又は営業損失()	1,525	1,134
経常利益又は経常損失()	1,525	1,134
当期純利益又は当期純損失()	1,525	1,134
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	-	-
期首剩余金又は期首次損金()	38,635	37,110
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金()	37,110	38,244

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年3月10日および9月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2024年3月12日から2024年9月10日までとなっております。
-------------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第47期 [2024年3月11日現在]	第48期 [2024年9月10日現在]
1. 期首元本額	11,898,209円	11,898,209円
期中追加設定元本額	円	円
期中一部解約元本額	円	円
2. 受益権の総数	11,898,209口	11,898,209口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第47期 自 2023年9月12日 至 2024年3月11日	第48期 自 2024年3月12日 至 2024年9月10日																																																												
<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>66,346円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>31,924円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>98,270円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>11,898,209口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>82円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	66,346円	分配準備積立金額	D	31,924円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	98,270円	当ファンドの期末残存口数	F	11,898,209口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	82円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金額	I=F*H/10,000	円	<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,134円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>66,346円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>31,924円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>99,404円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>11,898,209口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>83円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,134円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	66,346円	分配準備積立金額	D	31,924円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	99,404円	当ファンドの期末残存口数	F	11,898,209口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	83円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金額	I=F*H/10,000	円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	66,346円																																																											
分配準備積立金額	D	31,924円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	98,270円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	11,898,209口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	82円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金額	I=F*H/10,000	円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	1,134円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	66,346円																																																											
分配準備積立金額	D	31,924円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	99,404円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	11,898,209口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	83円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金額	I=F*H/10,000	円																																																											

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第47期 自 2023年9月12日 至 2024年3月11日	第48期 自 2024年3月12日 至 2024年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第47期 [2024年3月11日現在]	第48期 [2024年9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。	(1) 有価証券 同左

区分	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第47期 [2024年 3月11日現在]	第48期 [2024年 9月10日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0031円 (10,031円)	1.0032円 (10,032円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

グロースマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2024年 9月10日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	36,228,272
株式	2,155,487,220
未収入金	38,927,197
未収配当金	890,469
未収利息	211

[2024年 9月10日現在]

流動資産合計	2,231,533,369
資産合計	2,231,533,369
負債の部	
流動負債	
未払金	3,924,519
未払解約金	25,207,807
流動負債合計	29,132,326
負債合計	29,132,326
純資産の部	
元本等	
元本	1,216,292,914
剩余金	
剩余金又は欠損金()	986,108,129
元本等合計	2,202,401,043
純資産合計	2,202,401,043
負債純資産合計	2,231,533,369

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2024年 9月10日現在]
1. 期首	2024年 3月12日
期首先元本額	1,274,681,993円
期中追加設定元本額	46,556,876円
期中一部解約元本額	104,945,955円
元本の内訳	
三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド	700,227,031円
三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド	516,065,883円
合計	1,216,292,914円
2. 受益権の総数	1,216,292,914口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 3月12日 至 2024年 9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024年 9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引

区分	[2024年 9月10日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2024年 9月10日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	92,027,717
合計	92,027,717

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[2024年 9月10日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8107円 (18,107円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
2587	サントリー食品インターナショナル	5,100	5,542.00	28,264,200	
4369	トリケミカル研究所	16,500	3,140.00	51,810,000	
4901	富士フィルムホールディングス	13,500	3,810.00	51,435,000	
4911	資生堂	10,400	3,199.00	33,269,600	
4980	デクセリアルズ	5,600	5,837.00	32,687,200	
8113	ユニ・チャーム	2,300	5,056.00	11,628,800	
4565	ネクセラファーマ	17,400	1,283.00	22,324,200	
4568	第一三共	23,200	5,275.00	122,380,000	
4587	ペプチドリーム	15,000	2,550.00	38,250,000	
5344	MARUWA	500	35,200.00	17,600,000	
3436	SUMCO	7,600	1,470.00	11,172,000	
6146	ディスコ	600	33,630.00	20,178,000	
6273	SMC	900	58,760.00	52,884,000	
6367	ダイキン工業	2,300	16,925.00	38,927,500	
4062	イビデン	5,800	4,188.00	24,290,400	

6501	日立製作所	35,300	3,300.00	116,490,000	
6504	富士電機	6,700	7,486.00	50,156,200	
6594	ニデック	2,700	5,694.00	15,373,800	
6723	ルネサスエレクトロニクス	33,200	2,115.50	70,234,600	
6758	ソニーグループ	9,600	13,195.00	126,672,000	
6787	メイコー	1,000	5,640.00	5,640,000	
6857	アドバンテスト	10,300	5,899.00	60,759,700	
6861	キーエンス	500	63,470.00	31,735,000	
6920	レーザーテック	200	22,010.00	4,402,000	
6961	エンプラス	2,000	6,010.00	12,020,000	
6963	ローム	3,900	1,534.00	5,982,600	
8035	東京エレクトロン	4,300	22,260.00	95,718,000	
6902	デンソー	9,500	2,028.00	19,266,000	
7203	トヨタ自動車	8,900	2,499.50	22,245,550	
7269	スズキ	24,900	1,529.50	38,084,550	
4543	テルモ	1,700	2,597.50	4,415,750	
7741	H O Y A	2,800	19,015.00	53,242,000	
7747	朝日インテック	13,100	2,740.00	35,894,000	
7936	アシックス	18,600	2,689.00	50,015,400	
3769	G M Oペイメントゲートウェイ	1,100	8,833.00	9,716,300	
3774	インターネットイニシアティブ	15,800	2,932.00	46,325,600	
3994	マネーフォワード	7,500	5,546.00	41,595,000	
4180	A p p i e r G r o u p	10,900	1,694.00	18,464,600	
4194	ビジョナル	4,600	9,230.00	42,458,000	
4385	メルカリ	5,100	2,465.00	12,571,500	
4443	S a n s a n	61,200	2,346.00	143,575,200	
4480	メドレー	2,700	3,340.00	9,018,000	
4483	J M D C	2,700	4,454.00	12,025,800	
9432	日本電信電話	143,100	150.20	21,493,620	
9613	N T Tデータグループ	3,900	2,343.00	9,137,700	
9766	コナミグループ	5,100	13,700.00	69,870,000	
9984	ソフトバンクグループ	500	7,843.00	3,921,500	
8001	伊藤忠商事	7,600	7,572.00	57,547,200	
3563	F O O D & L I F E C O M P A N I E	23,900	2,606.00	62,283,400	
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホール	10,200	3,737.00	38,117,400	
9983	ファーストリテイリング	800	43,640.00	34,912,000	
2413	エムスリー	5,700	1,346.50	7,675,050	
4661	オリエンタルランド	1,500	3,935.00	5,902,500	
6098	リクルートホールディングス	13,900	8,522.00	118,455,800	
6532	ベイカレント	3,100	4,830.00	14,973,000	
合 計		646,800		2,155,487,220	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

バリューマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2024年 9月10日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	20,443,738
株式	1,131,879,360
未収入金	20,112,358
未収配当金	517,200
未収利息	119
流動資産合計	1,172,952,775
資産合計	1,172,952,775
負債の部	
流動負債	
未払解約金	26,041,846
流動負債合計	26,041,846
負債合計	26,041,846
純資産の部	
元本等	
元本	198,347,762
剰余金	
剰余金又は欠損金()	948,563,167
元本等合計	1,146,910,929
純資産合計	1,146,910,929
負債純資産合計	1,172,952,775

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		[2024年 9月10日現在]
1. 期首		2024年 3月12日
期首元本額		209,256,108円
期中追加設定元本額		21,129,330円
期中一部解約元本額		32,037,676円
元本の内訳		
三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド		84,406,012円
三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド		113,941,750円
合計		198,347,762円
2. 受益権の総数		198,347,762口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 3月12日 至 2024年 9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024年 9月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2024年 9月10日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	6,781,399
合計	6,781,399

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

		[2024年 9月10日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)		5,7823円 (57,823円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1605	INPEX	5,500	1,923.00	10,576,500	
1812	鹿島建設	5,300	2,610.00	13,833,000	
1928	積水ハウス	5,800	3,826.00	22,190,800	

1942	関電工	5,900	2,265.00	13,363,500	
5076	インフロニア・ホールディングス	9,700	1,190.00	11,543,000	
2264	森永乳業	3,800	3,555.00	13,509,000	
2282	日本ハム	2,200	5,565.00	12,243,000	
2871	ニチレイ	3,600	4,490.00	16,164,000	
2875	東洋水産	2,600	9,273.00	24,109,800	
4004	レゾナック・ホールディングス	6,700	3,080.00	20,636,000	
4046	大阪ソーダ	1,900	8,860.00	16,834,000	
4182	三菱瓦斯化学	2,800	2,582.50	7,231,000	
4188	三菱ケミカルグループ	12,300	900.00	11,070,000	
4901	富士フィルムホールディングス	5,000	3,810.00	19,050,000	
5021	コスモエネルギーホールディングス	1,500	7,527.00	11,290,500	
5401	日本製鉄	4,300	3,021.00	12,990,300	
5805	S W C C	5,200	5,210.00	27,092,000	
5929	三和ホールディングス	8,700	3,417.00	29,727,900	
6301	小松製作所	1,500	3,658.00	5,487,000	
6490	P I L L A R	1,900	3,975.00	7,552,500	
7011	三菱重工業	9,900	1,696.50	16,795,350	
6501	日立製作所	9,100	3,300.00	30,030,000	
6762	T D K	1,500	8,938.00	13,407,000	
6963	ローム	3,200	1,534.00	4,908,800	
6976	太陽誘電	3,200	2,984.50	9,550,400	
7751	キヤノン	2,600	4,825.00	12,545,000	
7752	リコー	12,900	1,495.00	19,285,500	
6902	デンソー	12,400	2,028.00	25,147,200	
7202	いすゞ自動車	3,000	2,043.00	6,129,000	
7203	トヨタ自動車	17,100	2,499.50	42,741,450	
7259	アイシン	1,900	4,861.00	9,235,900	
7267	本田技研工業	9,000	1,486.50	13,378,500	
7269	スズキ	10,000	1,529.50	15,295,000	
7740	タムロン	3,600	4,475.00	16,110,000	
7911	T O P P A N ホールディングス	3,600	4,281.00	15,411,600	
9503	関西電力	9,200	2,436.50	22,415,800	
9531	東京瓦斯	4,100	3,538.00	14,505,800	
9532	大阪瓦斯	3,500	3,521.00	12,323,500	
9020	東日本旅客鉄道	4,200	2,874.00	12,070,800	
9101	日本郵船	3,200	4,630.00	14,816,000	
9201	日本航空	2,000	2,430.50	4,861,000	
9301	三菱倉庫	3,000	5,255.00	15,765,000	
9432	日本電信電話	53,300	150.20	8,005,660	
9984	ソフトバンクグループ	4,100	7,843.00	32,156,300	
8001	伊藤忠商事	1,400	7,572.00	10,600,800	

8002	丸紅	6,400	2,263.00	14,483,200	
8015	豊田通商	4,200	2,524.00	10,600,800	
8031	三井物産	12,900	2,826.00	36,455,400	
8058	三菱商事	17,700	2,861.50	50,648,550	
3086	J.フロント リテイリング	12,100	1,462.00	17,690,200	
7186	コンコルディア・フィナンシャルグループ	26,800	794.50	21,292,600	
7381	北國フィナンシャルホールディングス	4,100	4,635.00	19,003,500	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	42,100	1,445.50	60,855,550	
8308	りそなホールディングス	30,800	1,066.00	32,832,800	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	4,500	9,036.00	40,662,000	
8750	第一生命ホールディングス	5,900	3,752.00	22,136,800	
8766	東京海上ホールディングス	9,100	5,110.00	46,501,000	
8591	オリックス	5,600	3,430.00	19,208,000	
3231	野村不動産ホールディングス	7,100	4,069.00	28,889,900	
4755	楽天グループ	7,000	947.70	6,633,900	
合 計		483,500		1,131,879,360	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【三菱UFJ カーブスファンド】

【純資産額計算書】

2024年 9月30日現在
(単位:円)

資産総額	1,335,670,722
負債総額	1,350,263
純資産総額(-)	1,334,320,459
発行済口数	1,265,530,757口
1口当たり純資産価額(/)	1.0544
(10,000口当たり)	(10,544)

【三菱UFJ カーブスファンド】

【純資産額計算書】

2024年 9月30日現在
(単位:円)

資産総額	517,750,035
負債総額	1,860,451
純資産総額(-)	515,889,584
発行済口数	337,754,808口
1口当たり純資産価額(/)	1.5274
(10,000口当たり)	(15,274)

【三菱UFJ カーブスファンド】

【純資産額計算書】

2024年 9月30日現在
(単位:円)

資産総額	1,695,888,750
負債総額	3,545,448
純資産総額(-)	1,692,343,302
発行済口数	1,282,294,537口
1口当たり純資産価額(/)	1.3198
(10,000口当たり)	(13,198)

【BMWマネープールファンド】

【純資産額計算書】

2024年 9月30日現在
(単位:円)

資産総額	11,937,887
負債総額	1,068

純資産総額(-)	11,936,819
発行済口数	11,898,209口
1口当たり純資産価額(/)	1.0032
(10,000口当たり)	(10,032)

(参考)

グロースマザーファンド

純資産額計算書

2024年 9月30日現在

(単位:円)

資産総額	2,285,880,038
負債総額	2,469,347
純資産総額(-)	2,283,410,691
発行済口数	1,204,933,350口
1口当たり純資産価額(/)	1.8951
(10,000口当たり)	(18,951)

バリューマザーファンド

純資産額計算書

2024年 9月30日現在

(単位:円)

資産総額	1,252,214,555
負債総額	1,105,151
純資産総額(-)	1,251,109,404
発行済口数	208,274,297口
1口当たり純資産価額(/)	6.0070
(10,000口当たり)	(60,070)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2024年9月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、
で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2024年9月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	823	36,526,770
追加型公社債投資信託	16	1,490,103
単位型株式投資信託	87	387,500
単位型公社債投資信託	45	102,963
合計	971	38,507,336

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	2	51,733,041
有価証券		1,579,691
前払費用		770,747
未収入金		81,854
未収委託者報酬		16,753,855
未収収益	2	688,142
金銭の信託		10,400,000
		2
		58,206,340
		15,283
		679,199
		138,388
		21,064,747
		1,485,701
		10,500,500

その他		745,576	371,400
流動資産合計		82,752,908	92,461,561
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	181,551	2,936,036
器具備品	1	730,357	1,531,857
土地		628,433	628,433
建設仮勘定		1,111,177	45,140
有形固定資産合計		2,651,520	5,141,467
無形固定資産			
電話加入権		15,822	15,822
ソフトウェア		4,183,644	5,008,987
ソフトウェア仮勘定		1,907,739	1,587,548
無形固定資産合計		6,107,206	6,612,357
投資その他の資産			
投資有価証券		12,022,365	13,788,071
関係会社株式		159,536	159,536
投資不動産	1	807,066	1,788,120
長期差入保証金		689,492	689,867
前払年金費用		118,832	47,573
繰延税金資産		1,675,132	1,088,836
その他		45,230	45,230
貸倒引当金		23,600	23,600
投資その他の資産合計		15,494,056	17,583,636
固定資産合計		24,252,782	29,337,461
資産合計		107,005,691	121,799,022

(単位 : 千円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)		
(負債の部)				
流動負債				
預り金	507,559	807,451		
未払金				
未払収益分配金	114,094	105,550		
未払償還金	7,418	43,553		
未払手数料	2	6,139,595	2	7,523,485
その他未払金	2	955,697	2	885,002
未払費用	2	5,778,896	2	8,611,140
未払消費税等		439,657	623,219	
未払法人税等		2,375,281	2,235,007	
賞与引当金		849,840	1,182,242	
役員賞与引当金		154,872	175,992	
その他		5,517	12,303	
流動負債合計		17,328,431	22,204,949	
固定負債				
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101		
役員退職慰労引当金	75,667	30,105		
時効後支払損引当金	254,296	250,350		

資産除去債務	-	1,428,586
その他	-	29,109
固定負債合計	1,663,846	3,346,253
負債合計	18,992,277	25,551,202

(純資産の部)

株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	33,267,700	40,236,787
利益剰余金合計	40,608,289	47,577,377
株主資本合計	87,341,133	94,310,221

(単位 : 千円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672,279	1,937,598
評価・換算差額等合計	672,279	1,937,598
純資産合計	88,013,413	96,247,820
負債純資産合計	107,005,691	121,799,022

(2) 【損益計算書】

	(単位 : 千円)	
	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	84,121,445	98,635,342
投資顧問料	2,750,601	3,117,320
その他営業収益	10,412	148,442
営業収益合計	86,882,459	101,901,104
営業費用		
支払手数料	4	31,461,274
広告宣伝費		798,894
公告費		375
調査費		1,017
調査費	2,849,042	3,537,103
委託調査費	19,236,505	27,296,058
事務委託費	1,751,807	1,861,577
営業雑経費		

通信費	113,480	137,737
印刷費	367,379	390,143
協会費	58,128	68,869
諸会費	18,447	20,108
事務機器関連費	2,238,382	2,531,009
その他営業雑経費	-	139,012
営業費用合計	58,893,717	71,070,444
一般管理費		
給料		
役員報酬	416,461	400,592
給料・手当	6,565,766	7,202,711
賞与引当金繰入	849,840	1,182,242
役員賞与引当金繰入	154,872	175,992
福利厚生費	1,279,885	1,424,215
交際費	8,942	10,054
旅費交通費	75,274	108,782
租税公課	403,955	397,138
不動産賃借料	719,707	728,550
退職給付費用	388,176	381,449
固定資産減価償却費	2,418,341	2,469,755
諸経費	444,313	490,104
一般管理費合計	13,725,534	14,971,590
営業利益	14,263,207	15,859,070

(単位 : 千円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	47,353	54,618
受取利息	4 10,279	4 12,836
投資有価証券償還益	609,102	204,527
収益分配金等時効完成分	94,351	17,722
受取賃貸料	4 65,808	4 162,111
その他	36,894	44,734
営業外収益合計	863,788	496,550
営業外費用		
投資有価証券償還損	32,995	234,700
時効後支払損引当金繰入	31,951	-
事務過誤費	2,680	10,822
賃貸関連費用	14,262	108,773
その他	32,394	25,903
営業外費用合計	114,284	380,199
経常利益	15,012,711	15,975,421
特別利益		
投資有価証券売却益	387,113	464,927
固定資産売却益	-	1 16,229
資産除去債務履行差額	-	87,050
特別利益合計	387,113	568,207

特別損失

投資有価証券売却損		15,828		57,011
投資有価証券評価損		104,554		31,651
固定資産除却損	3	32,791	3	20,246
固定資産売却損		-	2	65,427
減損損失	5	315,350		-
企業結合関連費用		-	6	1,187,136
特別損失合計		468,524		1,361,473
税引前当期純利益		14,931,300		15,182,154
法人税、住民税及び事業税	4	4,860,444	4	4,542,085
法人税等調整額		271,471		102,468
法人税等合計		4,588,973		4,644,553
当期純利益		10,342,327		10,537,601

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932	
当期変動額						
剰余金の配当			6,075,125	6,075,125	6,075,125	
当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計			4,267,201	4,267,201	4,267,201	
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133	

評価・換算差額等

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剩余金の配当			6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	954,495	954,495	954,495
当期変動額合計	954,495	954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
企業結合による増加				
剩余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期末残高				

	利益剰余金			株主資本合計	
	利益 準備金	その他利益剰余金			
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	
当期変動額					
企業結合による増加			1,602,526	1,602,526	
剩余金の配当			5,171,039	5,171,039	
当期純利益			10,537,601	10,537,601	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計			6,969,087	6,969,087	
当期末残高	342,589	6,998,000	40,236,787	47,577,377	
				94,310,221	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672,279	672,279	88,013,413

当期変動額			
企業結合による増加			1,602,526
剰余金の配当			5,171,039
当期純利益			10,537,601
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,265,319	1,265,319	1,265,319
当期変動額合計	1,265,319	1,265,319	8,234,406
当期末残高	1,937,598	1,937,598	96,247,820

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	1,006,606千円	498,805千円
器具備品	1,985,072千円	1,643,689千円
投資不動産	163,978千円	211,090千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
預金	40,165,058千円	39,776,992千円
未収収益	15,046千円	12,312千円
未払手数料	790,279千円	886,173千円
その他未払金	77,007千円	105,407千円
未払費用	277,358千円	599,493千円

（損益計算書関係）

1. 固定資産売却益の内訳

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	-	16,229千円
計	-	16,229千円

2. 固定資産売却損の内訳

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	-	65,427千円
計	-	65,427千円

3. 固定資産除却損の内訳

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物	1,047千円	15,825千円
器具備品	29,762千円	3,986千円
ソフトウェア	1,981千円	434千円
計	32,791千円	20,246千円

4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
支払手数料	4,893,312千円	5,006,309千円
受取利息	10,236千円	12,747千円
受取賃貸料	68,168千円	152,876千円
法人税、住民税及び事業税	3,947,200千円	132,303千円

5. 減損損失

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区（本社）	ホームページ	ソフトウェア	315,350千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当事業年度については、該当事項はありません。

6. 企業結合関連費用

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

前事業年度については、該当事項はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				

普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,075,125千円
1株当たり配当額	28,713円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,171,039千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	24,440円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,171,039千円
1株当たり配当額	24,440円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	45,747,620千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

（リース取引関係）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
1年内	962,809千円	681,212千円
1年超	1,532,728千円	851,515千円
合計	2,495,537千円	1,532,728千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第38期(2023年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	1,579,691	1,579,691	-
(2) 金銭の信託	10,400,000	10,400,000	-
(3) 投資有価証券	12,022,365	12,022,365	-
資産計	24,002,056	24,002,056	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,733,041	-	-	-
金銭の信託	10,400,000	-	-	-
未収委託者報酬	16,753,855	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	-
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	-

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	15,283	15,283	-
(2) 金銭の信託	10,500,500	10,500,500	-
(3) 投資有価証券	13,788,071	13,788,071	-
資産計	24,303,855	24,303,855	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206,340	-	-	-
金銭の信託	10,500,500	-	-	-
未収委託者報酬	21,064,747	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15,283	5,351,373	347,505	11,696
合計	89,786,871	5,351,373	347,505	11,696

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	1,579,691	-	1,579,691
金銭の信託	-	10,400,000	-	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	-	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	-	24,002,056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	15,283	-	15,283
金銭の信託	-	10,500,500	-	10,500,500
投資有価証券	2,014,968	11,773,103	-	13,788,071

資産計	2,014,968	22,288,887	-	24,303,855
-----	-----------	------------	---	------------

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第38期(2023年3月31日現在)及び第39期(2024年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第38期(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	15,018,343	15,474,760	456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円)を含めております。

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,364,277	14,269,984	3,094,293
	小計	17,364,277	14,269,984	3,094,293
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,939,577	7,241,136	301,559
	小計	6,939,577	7,241,136	301,559
合計		24,303,855	21,511,121	2,792,733

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,500,500千円、取得原価は10,500,000千円)を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	17,240	-	14,120

債券	-	-	-
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,750,272	464,927	57,011
合計	3,750,272	464,927	57,011

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について104,554千円（その他有価証券のその他104,554千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31,651千円（その他有価証券のその他31,651千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第38期		第39期	
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
退職給付債務の期首残高	3,723,521	千円	3,582,778	千円
勤務費用	196,190		182,947	
利息費用	25,925		39,626	
数理計算上の差異の 発生額	186,130		79,379	
退職給付の支払額	176,727		300,286	
過去勤務費用の発生額	-		-	
企業結合による影響額	-		226,499	
退職給付債務の期末残高	3,582,778		3,652,185	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第38期		第39期	
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
年金資産の期首残高	2,583,927	千円	2,425,752	千円
期待運用収益	46,453		43,626	
数理計算上の差異の 発生額	103,934		227,699	
事業主からの拠出額	-		-	
退職給付の支払額	100,694		204,536	
年金資産の期末残高	2,425,752		2,492,542	

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

第38期

(2023年3月31日現在)

第39期

(2024年3月31日現在)

積立型制度の 退職給付債務	2,468,195 千円	2,250,427 千円
年金資産	2,425,752	2,492,542
	42,442	242,114
非積立型制度の退職給付債 務	1,114,583	1,401,758
未積立退職給付債務	1,157,025	1,159,643
未認識数理計算上の差異	281,343	558,841
未認識過去勤務費用	223,319	157,957
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	1,215,049	1,560,527
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
前払年金費用	118,832	47,573
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	1,215,049	1,560,527

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	196,190 千円	182,947 千円
利息費用	25,925	39,626
期待運用収益	46,453	43,626
数理計算上の差異の 費用処理額	6,532	29,581
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
退職給付制度の統合に係る 調整額	-	34,505
その他	1,600	2,196
確定給付制度に係る 退職給付費用	236,091	251,429

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
債券	63.6 %	62.0 %
株式	34.2	35.9
その他	2.2	2.1
合計	100	100

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
--	------------------------	------------------------

割引率	0.066 ~ 1.13%	1.39 ~ 1.41%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度152,084千円、当事業年度164,524千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	499,742千円	389,750千円
投資有価証券評価損	47,876	30,021
未払事業税	169,997	126,161
賞与引当金	260,221	362,002
役員賞与引当金	29,828	33,564
役員退職慰労引当金	23,169	9,218
退職給付引当金	408,434	492,400
減価償却超過額	227,100	199,986
差入保証金	52,869	-
資産除去債務	-	16,900
時効後支払損引当金	77,865	76,657
その他	212,315	227,182
繰延税金資産 小計	2,009,420	1,963,847
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,009,420	1,963,847
繰延税金負債		
前払年金費用	36,386	14,567
その他有価証券評価差額金	296,702	855,135
その他	1,199	5,308
繰延税金負債 合計	334,288	875,010
繰延税金資産の純額	1,675,132	1,088,836

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第38期（2023年3月31日現在）及び第39期（2024年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

当社は、2023年7月31日開催の取締役会において、三菱UFJ不動産投資顧問株式会社(旧商号：MU投資顧問株式会社)と吸収分割契約を締結することを決議し、同日、吸収分割の効力発生日を2023年10月1日とする吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき、当社と三菱UFJ不動産投資顧問株式会社は、2023年10月1日付で吸収分割を実施いたしました。

なお、2023年10月1日付で当社は「三菱UFJアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

1.取引の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社
事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

(2)企業結合日

2023年10月1日

(3)企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ不動産投資顧問株式会社を吸收分割会社、当社を吸收分割承継会社とする無対価吸收分割

(4)結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ不動産投資顧問株式会社
承継会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社

(5)企業結合を行った主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図ってまいります。

2.会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号2019年1月16日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）」に基づき、共同支配下の取引として処理いたしました。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2.当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3.当該資産除去債務の総額の増減

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
期首残高	-	-
有形固定資産の取得に伴う増加	-	1,420,750千円
時の経過による調整額	-	7,835千円
期末残高	-	1,428,586千円

（収益認識関係）

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期（自2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
親会社	株三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等に 伴う支払 (注1)	3,947,200 千円	その他未払金	77,007 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	4,893,312 千円 463,416 千円	未払手数料 未払費用	790,279 千円 253,093 千円

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
親会社	株三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通算 制度に伴う通 算税効果額 (注4)	132,303 千円	その他未払金	105,407 千円
親	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,006,309 千円	未払手数料	886,173 千円

会社					投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	463,831 千円	未払費用	260,800 千円
----	--	--	--	--	----------------	---------------	---------------	------	---------------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
- 5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,052,979千円	未払手数料	868,785千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	6,661,991千円	未払手数料	1,218,051千円

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,354,007千円	未払手数料	1,028,586千円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株	東京都 千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	7,493,449	未払手数料	1,449,414
								千円		千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	415,979.76円	454,898.22円
1株当たり当期純利益金額	48,881.17円	49,804.10円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める

要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
資本金の額：324,279百万円（2024年3月末現在）
事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	54,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。（2024年9月末現在）

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年 6月10日	有価証券届出書
2024年 6月10日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行
行社員 山田信之

指定有限責任社員
業務執行
行社員 田嶋大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月13日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンドの2024年3月12日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJスタイルセレクト・グロースファンドの2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月13日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンドの2024年3月12日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJスタイルセレクト・バリューファンドの2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月13日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンドの2024年3月12日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJスタイルセレクト・ブレンドファンドの2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月13日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBWマネーブールファンドの2024年3月12日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BWマネーブールファンドの2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。